

平生町告示第31号

平成19年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年11月27日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成19年12月13日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	吉國 茂君
福田 洋明君	平岡 正一君
藤村 政嗣君	田中 稔君

12月20日に応招した議員

応招しなかった議員

平成19年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成19年12月13日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成19年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について(変更)
平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区
- 日程第6 議案第2号 美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第7 議案第3号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第8 議案第4号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第9 議案第5号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について
- 日程第10 行政報告
- 日程第11 議案第6号 平成19年度平生町一般会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第13 議案第8号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第9号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第10号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第11号 平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第12号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第18 議案第13号 平生町課制条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第16号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第17号 平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第18号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第19号 訴えの提起について
- 日程第25 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第26 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 2 会期の決定（8日間）
- 日程第 4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第 5 議案第 1号 工事請負契約の締結について（変更）
平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区
- 日程第 6 議案第 2号 美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 7 議案第 3号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第 8 議案第 4号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 9 議案第 5号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について
- 日程第11 議案第 6号 平成19年度平生町一般会計補正予算
- 日程第12 議案第 7号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第13 議案第 8号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第 9号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第10号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第11号 平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

- 日程第17 議案第12号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
 日程第18 議案第13号 平生町課制条例の一部を改正する条例
 日程第19 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第20 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第21 議案第16号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
 日程第22 議案第17号 平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
 日程第23 議案第18号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 日程第24 議案第19号 訴えの提起について
 日程第26 委員会付託

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
 教育長 合頭 興亞君 会計管理者 岩見 求嗣君
 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 高木 哲夫君
 企画課長 吉賀 康宏君 町民課長 木谷 巖君
 税務課長 洲山 和久君 健康福祉課長 河野 孝之君

経済課長兼農業委員会事務局長 中本 羊次君
建設課長 安村 和之君 教委総務課長 福本 達弥君
教委社会教育課長 弘中 賢治君

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたします。

・

日程第2 会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・

日程第3 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成19年10月分、11月分及び12月分の例月出納検査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

・

日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（田中 稔君） 日程第4、これより平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

まず、委員を指名いたします。武内尊徳氏、藏田義通氏、中本安生氏、菊本哲夫氏。

次に、補充員を指名いたします。山本幸弘氏、河内和子氏、橋本成文氏、増本俊枝氏。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました委員及び補充員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が委員及び補充員に当選されました。

お諮りいたします。この際、補充員につきましては、補充の順位をくじによって定めておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順位はくじによって定めます。

くじは、藤村政嗣議員にお願いいたし、くじの際の立会人は、本日の署名議員であります細田留美子議員、柳井靖雄議員にお願いしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。

それでは、3人の方、前の演壇までお進み願います。

ただいまからくじを引いていただきます。くじを引く順位は、先ほど申し上げました順位に引いていただきたいと思えます。

まず、第1番目、山本幸弘氏分、お願いします。次は、河内和子氏分、橋本成文氏分、増本俊枝氏分。

以上でございます。席にお戻りください。

くじの結果を発表いたします。

1番、橋本成文氏、2番、山本幸弘氏、3番、河内和子氏、4番、増本俊枝氏。

以上の順位でございます。

補充員の順位は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

議長（田中 稔君） 日程第5、議案第1号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結について（変更）から日程第9、議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

あの暑かった夏から秋へ、そして、秋とはいえ残暑が厳しく、ようやく11月中旬過ぎから寒暖の差が激しくなって、野山にも紅葉の景色が見られ、寒さが増してまいりました。今、師走に入って、今度は今年の暖冬とは違い、冬の様相を呈しているところであります。

残暑が厳しかったことについて触れておきたいと思います。沖縄を除く九州・山口の気温観測所139カ所のうち130カ所で9月の平均気温が観測史上最高を記録し、日本国内の最高気温の更新とともに、まさに記録づくめの年でありました。

長期予測によりますと、異常気象をもたらされるとされる海洋現象「ラニーニャ」が顕著なため、日本のこの冬は一昨年と同様の再来もあり得ると言われております。ただ、猛暑の余波で、日本近海の海面水温が高く、不確定要因もあって、低気圧が発生しながら大雪や大雨をもたらす機会が多いとの見方もありまして、日本海側、北日本にあっては、雪の被害が余りなければいいかと危惧をしております。

そのさなか、定められました平成19年第7回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいまは、選挙管理委員さん、同補充員さんの選挙を行われまして、向こう4年間のすべての選挙を管理する体制が整ったわけではありますが、来年は県知事選挙を控え、また、衆議院・参議院のねじれ国会の中で政局の進展次第では、衆議院の突然の解散もあり得る状況下、緊張感をもっての今後の事務執行を祈ってやみません。

また、長年にわたって委員を務めてこられました田中義雄さん、宮本秀夫さんには、これまでの献身的な御尽力に対しまして、心から感謝を申し上げ、今後とも経験を生かした御助言等をいただければと思っております。

それでは、本日御提案申し上げます議案につきまして、議事日程に沿いまして順を追って御説明申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本工事請負契約の変更につきましては、平成19年6月25日に御議決をいただき、翌26日に締結をいたしました「平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区」の工事請負契約における工期の延長によるものであります。

本工事請負契約につきましては、10月29日におきまして、工法の変更に伴う契約金額の変更の御議決をいただいているところであります。

工法の変更ににつきましては、本管を土中に圧入していく「低耐荷力・圧入方式」から、さや管を回転させて掘削した後に本管を挿入する「鋼製さや管・ボーリング方式」に変更いたすものでございましたが、変更した工法による施工中、地下地盤が想定以上に軟弱で、玉石が点在していたため、さや管の推進方向が下がり、設計どおりの施工が困難となりました。そこで、一たん、このさや管を引き抜いた後に、再度施工することによって、工事期間が不足するため、完成期日を変更するものであります。

工事予定価格が5,000万円を超える工事の変更契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第2号美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等についてまでの4議案の規約改正等につきましては、平成20年3月21日の美祢市、美東町及び秋芳町による合併及び合併協議による事務の見直しに伴いまして、それぞれが構成市町となっております一部事務組合におきまして脱退または加入あるいは財産処分をするものであります。これらは、地方自治法第286条第1項、同法289条、同法第290条並びに同法第291条の11の規定により、一部事務組合等を構成する市町等の議会の議決が必要となりますので、議会の御議決をお願いするものでございます。

以上、一括して提案させていただきますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括で質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。分割して採決を行います。

まず、議案第1号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結について（変更）の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから議案第5号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等についてまでの件を一括起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第5号までの件は原案のとおり可決されました。

日程第10．行政報告

日程第11．議案第6号

日程第12．議案第7号

日程第13．議案第8号

日程第14．議案第9号

日程第15．議案第10号

日程第16．議案第11号

日程第17．議案第12号

日程第18．議案第13号

日程第19．議案第14号

日程第20．議案第15号

日程第21．議案第16号

日程第22．議案第17号

日程第23．議案第18号

日程第24．議案第19号

議長（田中 稔君） 日程第10、行政報告並びに日程第11、議案第6号平成19年度平生町一般会計補正予算から日程第24、議案第19号訴えの提起についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、議案5件につきまして、御議決をいただきましてありがとうございました。

工事請負契約の変更議案につきましては、引き続き御審議を煩わすこととなります。大変御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御了承賜りたいと存じます。

美祢市の合併関連議案につきましては、御議決を賜りました規約の変更等に係ります議決書を一部事務組合に対しまして送付させていただきます。

それでは、改めまして議事日程に沿いまして、12月定例議会に臨む所信の一端と行政報告及び提出議案の説明をさせていただきます。

まず最初に、最近の世相に触れてみたいと思います。

食品の信頼性が脅かされています。消費、賞味期限の改ざんは後を絶たず、6月に発覚しましたミートホープ事件を皮切りに、10月にはしにせの赤福、船場吉兆など、消費者の不安は募るばかりであります。偽装の多くは、利益追求至上主義の中で発生したものであります。疑惑発覚後も現場に責任を押しつけるなど、経営者としての責任やモラルの欠如が目立っております。不正を起こすことができない仕組みづくりと規制の強化が求められております。

次に、坂出で起きた祖母と孫の殺人事件をはじめ、人命尊重の考えが希薄化していることに危惧を覚えています。日常茶飯事に起きる人命を無視した事件は、最近特に身内の事件がやたら多く、家族のきずなをはじめ国民同士の信頼も薄くなっていると思われてなりません。

外国人犯罪等も労働市場の関係から、これまでもいろいろ事件がありましたように、今後も増えていくものと想定されます。いま一度、生命の尊さの教育を強化していかなければいけないのではないかと考えております。

また、佐賀県武雄市で起きた入院患者射殺事件は、人違いとはいえ、犠牲となられた家族にとっては、言葉にあらわせないショックであったと思われます。最近、入院施設において、個人情

報保護による患者氏名の掲示がないところが多くなっておりませんが、この事件もある意味ではその影響を受けたものといっても構わないのではないかと複雑な思いに駆られております。

話題が変わりますが、防衛省の前次官の逮捕という不祥事も断じて許せるものではありません。この問題発覚まで年金問題が報道機関の関心を集めておりましたが、その後は、防衛利権絡みの官僚と政治家、企業との癒着の解明が大きな焦点となってきたところであります。その解明は、今、司法の手にゆだねられております。国民の税金を国防費に充てているわけでありますから、地方と中央の格差がこれほどまで大きな政治課題となっている現状にあって、国も歳出カットを地方に求める以上、率先して国が透明性を確保する改革を実現すべく身を正すべきであります。防衛省の改革論議もスタートしましたので、その進展を注視してまいりたいと考えます。

次に、消費者にとっては、頭の痛む時期ともなっております。それは、食品や日用品の値上げのことであります。マネヨーズ、ハム、ソーセージ、冷凍食品、チョコレートなど、家計にとっては財布が悲鳴を上げる値上げラッシュとなっております。来年からは、日本人がこよなく愛しておるカップヌードルなどインスタント食品やビールも値上がりとのことで、消費者物価指数の上昇が懸念されているところであります。ガソリン等も12月からまたしても値上げとなっております。これからの季節、灯油の消費を考えると、ますます家計は厳しくなるのではないかと心配をいたしております。

このように暗い話題ばかりで年の瀬を迎えようとしている状況ですが、せめて本町においては「元気な町づくり」を進めていかなければならないと思います。

明るい話題としては、地域の皆さんが元気なことであります。地域行事は、特に秋に集中しておりますが、公民館単位での祭りの実施は、その地域の元気のバロメーターでありまして、20数年に及ぶ回数の積み重ねは、一部マンネリ化の様相はありますものの、地域の顔が見えるものとして非常に貴重なイベントであると思っております。2年ぶりの開催となった町内駅伝競走大会も出場チームの数で、その年の元気をうかがい知ることができます。

また、特に、平生中学校で開催されました「義足のランナー島袋勉さん」の講演は、生徒会が自主的、主体的に企画運営したものであり、その費用は節電・節水で捻出して取り組んだものであります。内容は、「あきらめなければ夢はかなう」というものでありまして、島袋さんが義足をつけるようになった経緯からホノルルマラソンを完走したことなど、生徒にとっては驚きとともに、どんな困難にも負けない勇気を与えられた講演であったように思います。今年の出来事のベストテンに入るものと感動いたしましたところであります。

それでは、9月定例会以降の諸般のことや1年の出来事について、行政報告として触れてみたいと思います。

今年度当初、「安全・安心、元気なまちづくり」をテーマに、協働のまちづくりをポイントに

96億円余の予算総額をもって行政展開を図ってきたところであります。特に、町民の安全と安心の確保を主眼に置いたものであります。

まず、子育て環境対策として、周東病院の小児科存続問題については、向こう2年間の措置がなされたことは既に申し上げているところであります。小児科医の負担軽減を含めて、当地方の応急診療体制の確保について、柳井市、熊毛郡の医師会の御協力のもと、12月1日に休日夜間応急診療所が開設されたことは、安全・安心の環境確保の最たるものではないかと考えております。一次救急、二次救急の役割を住民の皆さんにも御理解をいただきながら、その環境の充実を今後とも図っていききたいものと考えております。

学校施設の耐震化につきましても喫緊の課題であります。今年度、平生中学校の屋内運動場の第2次診断を実施をいたしました。その結果、耐震性に問題があることが発覚いたしております。今後、耐震化推進計画に基づいて、生徒の安全確保や避難施設としての機能確保を図っていかねばなりません。財政状況等も勘案しながら努力を続けてまいりたいと考えております。

自主防災組織について申し上げます。災害が起きたときの対応として、まず、機能すべきは、地域に住む住民同士での助け合いの精神であります。昨今のコミュニティ意識の希薄は、ともすれば、相互扶助の気持ちも薄らいでいる懸念があります。その対策として、行政の初動体制の確立はもちろんであります。地域での初動体制としての自主防災組織の設立に向けて、行政協力員会議を通じてお願いをしてきたところであります。その結果、現在、144自治会中94自治会で設立されております。世帯数で見ると5,394世帯中4,146世帯で組織されている状況で、組織率は、自治会単位で言えば65%、世帯単位で言いますと77%というものであります。今後、自治会において80%の目標に近づけるように努力を続けてまいりたいと思います。この自主防災組織において、今年4つの自治会において、消火訓練や応急訓練が自主的に行われ、大野地区にあっては行政の呼びかけによる避難訓練など防災訓練が実施されたところであります。

こういった地道な活動を通じ、地域住民の皆さんが意識をもつことと、災害時にとるべき行動はどうあるべきかということを含めて、毎年実施をしながら不測の事態に備えるとともに、初動体制の確立に努めてまいりたいと思います。

こうした「協働のまちづくり」の理解を得る上での重要な役割を担う行政協力員会議の内容についても触れておきたいと思っております。

今年度2回目となる行政協力員会議は、11月上旬から中旬にかけて5会場で行いまして、出席は144自治会中100人を超え、高い出席率を残しております。意見交換も活発に行われ、予定時間では足りないところもあり、まちづくりへの関心の高さをうかがわせました。我々からは、自治会活動費のあり方、来年度から行政協力員手当は、予定どおり自治会活動費に統合することで、その条件整備を資料を配布をしながら説明をしてきたところであります。

次に、後期高齢者医療の問題であります。来年4月から後期高齢者医療への制度移行について、電算システム等の整備について予定どおり進捗を見ているところでありますが、このたび後期高齢者医療広域連合の議会が開催をされまして、保険料等が決定をされました。所得割率は8.71%、均等割額が4万7,272円で、低所得者に係る軽減後の1人当たりの平均保険料は7万5,796円となりました。その算定の基礎となった考え方ですが、平成20年度、21年度、2カ年の後期高齢者医療に要する費用の見込み額を算出し、その額から収入の見込み額を控除して得た額を予定保険料収納率で割ることにより算出したものであります。均等割と所得割の付加割合は52対48となり、県内均一保険料で、限度額は50万円、原則として年金からの天引きとなります。被保険者数は20年度で21万人、21年度は21万5,000人を見込んでおります。

前後して、全国の保険料が公表されておりますが、地域格差が2倍というアンバランスな状況もあります。全国平均では、年額で7万2,000円でありますから、山口県は若干高い設定となっております。この理由は1人当たりの老人医療費が全国第14位、1人当たりの所得も全国15位以内と高いこと、75歳以上の人口割合が全国で7位ということになっていることによるものと言われております。

ただ、国では、激変緩和措置がとられるとともに、20年度において、当初6カ月間は均等割が凍結、次の6カ月は9割軽減となっております。本町でも4月には約2,000人がこの制度の適用となりますので、PRも含めて対象者に不安を与えないよう事務遂行に当たっていくつもりであります。

次に、消防本部の再編につきましては、先月、新聞報道がありましたが、「県消防広域化推進計画策定委員会」で、年度末までに計画を策定し、5年程度で導入を目指すというものであります。案としては、3本部体制2案と5本部体制1案の3案が示されております。本町は、周南以東の周南本部か、岩柳地域の岩国本部のどちらかとなっております。岩国本部には田布施町も含まれておりますので、現在の枠組み変更も起こることになりますので、まだまだ協議を要するものと思われま。す。年明けには意見聴取の場が予定されておりますので、意見を我々も集約しながら発言をしていきたいと考えております。

次に、町内の身近な動きについて触れておきます。

風力発電所の建設については、9月末に企業進出協定を調印をしました。6基の増設は、投資額が約23億円という大規模なものでありまして、完成後の固定資産税の増収や観光スポットとしての活性化などとともに、地球温暖化防止に向けたインパクトのある実効性が期待されているものでありまして、来年秋の稼働が待ち遠しい限りであります。

このように、企業誘致による歳入確保を図るほか、併任徴収制度の利用や受益と負担に考慮し

ながら、使用料、手数料を現状に見合った金額に改正したほか、都市計画税につきましても、平成22年度課税に向けて、歳入確保対策の一環として事務作業を進めているところであります。

ケーブルテレビ事業につきましても、町民にとっては大変期待の大きい事業であります。情報格差の解消、特に、佐賀地区にあっては深刻な問題でありますから、この課題が解決するばかりでなく、町内共通してテレビ放送のサービス受信が可能になるなど、その効果ははかり知れないものがあると認識をいたしております。

国による緊急地震速報も、まだまだ不十分ではありますが、安全確保の上では一步前進したサービスと言えます。しかしながら、初期微動に続いて主要動が来るまでの時間が短い場合に、本当に安全対策が施されるのか疑問は残りますが、今後の技術革新や瞬時に情報提供ができる設備の整備が待たれるところでもあります。

いよいよ来年の予算を考える時期ともなりました。予算編成方針につきましては、先月26日の午後、各課に対して財政状況の説明とあわせ、方針を提示したところであります。厳しい財政状況の中、各課においても班長以上の出席があり、要求に当たって共通認識を図ったところであります。恒常的な財源不足が続く近年、職員に対しての説明は当然厳しいものとなり、緊張感をもった時間の経過でもありました。

先般、成果品として公表いたしました19年度の行政評価の方向性も活用しながら、今月末の締め切りにあわせて、各課知恵を絞っているさなかであります。年明けの査定を経て新年度予算が編成できるように努力をしまいたいと思います。

以上で行政報告を終わり、これからは国の地方財政に対する姿勢について、わかる限りで触れておきたいと思います。

概算要求における地方交付税措置については、出口ベースで前年対比マイナス4.2%の1兆4,000億円ということは、9月定例会でも申し上げました。その後、政府・与党の格差問題解消に向けて、いろいろな政策提言があからさまになっておりますので、まとめて申し上げたいと思います。

地方交付税については、増田総務大臣による「増田プラン」なるものが発表されておりますように、地方再生枠を設けて交付税を重点配分するということが中心であります。三位一体の改革で3年間に約5兆円の交付税が削減され、地方財政が悪化する要因となっておりますので、都市と地方の「格差是正」に、特別枠として地方再生を支援しようというものであります。

さらに、さきの町村長全国大会において、交付税の復元についての全会一致で決議もし、地方6団体で足並みをそろえた行動をとることとし、政府や地元国会議員をはじめ関係者へ要請を行ってきたところであります。

次に、法人2税のうち事業税約4,000億円を集中する東京都などの都市部から地方へ移転

する方向のようであります。税収増となる自治体の交付税は減らさず、低迷する地方経済の立て直しを図るというものであります。これでは国の腹は痛まないで、地方の枠の中での配分を変えるということになるわけでありまして、到底本来の「格差是正」とは言えないものであります。「格差是正」の基本的な考え方は、まず、偏在性、変動性の少ない安定的な地方税体系を構築すること、そして、三位一体改革とは言いながら、大幅に削減された地方交付税を復元し、財源調整、財源補償の両機能を回復することだと考えております。

道路特定財源につきましても議論が活発になっています。真に必要な道路整備に要する金額を超えるものは、一般財源化されることが昨年末決定され、今年度予算に一部計上されております。しかし、地方にとりましては、まだまだ道路整備は必要なものでありまして、本町にとっても国道188号バイパスにしても財源確保の上で事業採択を願うところであります。

政府・与党では、期限切れとなる暫定税率を向こう10年間維持することで合意したとの報道がありますが、野党の反対もあり、期限切れとなると、地方での減少が大きいという試算からどう決着されるか注目をしております。福田内閣は、地方を重視し、地域活性化に総力を挙げて取り組むと明言しておりますだけに、動向を見極めていく必要があります。

経済情勢につきましては、昨年11月、いざなぎ景気を超えた後も、月例経済報告によると「一部に弱さが見られるものの回復している」との判断がされていますように、景気の拡大局面は続いています。しかしながら、さきの発表では、今年度の国の税収が予算割れを起こすとなりました。予算5兆3,000億円ですが、実は、昨年度も1兆4,000億円下回ったということですので、今年度5年ぶりの減額修正が明らかになったところであります。

安倍内閣による上げ潮路線の予算組みがなされての今年度予算でありましたが、アメリカでのサブプライムローン問題、原油高、株安、円高など、日本経済を取り巻く環境は非常に厳しいものがありまして、今後の経済情勢も予断を許さないものとなっております。

地方税につきましても同様でありまして、本町においても、9月定例会で町民税の減額措置をお願いをしましたように、地方財政計画に定める4兆3,700億円を割り込むことが確実視されております。このことは、国、地方とも来年度予算編成に大きく影響を与えるものとなります。

もう一点、安倍内閣時点で話題となりました「ふるさと納税」につきましても、結果的に寄附金控除で対応することに決定される見込みであります。金額についても1割が上限ということに落ち着きそうであります。これにつきましても、地方の枠内のことでもあり、従来から国の財源調整の役目からすると期待外れの状況であります。いずれにいたしましても、地方にとっては事務負担に十分配慮した税制の改革を待つこととなりますが、ふるさと納税については、平生ファンクラブを通じて会員にも呼びかけて、御協力をお願いをしていくつもりであります。議員の

皆さんにおかれましても、御支援をいただきますように、よろしく願いを申し上げます。

終わりに、「地方自治体財政健全化法」について申し上げます。6月に成立した同法の基準づくりが総務省で進められまして、財政再生基準の3指標と早期健全化基準の4指標の数値が明らかとなりました。市町村にあっては、実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率が35%という報道がありました。新たに導入された連結実質赤字比率が基準以上となると破綻と認定をされ、国の管理下で財政再建が義務づけられるというものであります。時期につきましては、平成20年度決算からというものではありませんが、ここ近年進めております「持続可能な行財政基盤の確立」に向けて、誠心誠意取り組んでまいりたい決意であります。

以上、申し上げましたように、地方中小自治体を取り巻く環境は、国の施策ひとつで大変大きな影響を受ける状況であります。何事も一生懸命、職員ともども努力を続けてまいりたいと考えているところであります。

それでは、議事日程に従いまして補正予算7件、条例5件、事件2件の議案につきまして説明させていただきます。議案第6号平成19年度平生町一般会計補正予算につきまして御説明いたします。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,662万2,000円の増額でありまして、予算総額は47億5,593万3,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正の中で、給料、職員手当、共済費及び退職手当業務負担金等の人件費につきましては、平成19年度の人事院勧告に基づく給与改定に準ずるものや、人事異動に伴います人件費につきまして、それぞれの費目や各特別会計において計上いたしておりますので、その都度での説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、歳出の主なものを費目順に御説明いたします。

歳出につきましては、12ページからでございます。15、16ページの県議会議員選挙費と町議会議員選挙費は、それぞれ精算による補正であります。

18ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金につきまして、保険基盤安定分などを確定や見込みにより減額いたすものであります。

老人福祉総務費では、介護保険事業勘定特別会計への繰出金につきまして、職員の育児休業などに伴い人件費が減少することなどから減額補正するものであります。

19ページからの保育所運営費では、法人保育業務につきまして、入所人員が見込みを上回るなどから追加いたすものであります。

21ページ的环境衛生費では、見込みによりまして浄化槽設置整備事業費補助金を増額いたすものであります。清掃費では、後ほどの渡船事業費と連動をいたしますが、熊南総合事務組合における一般会計と航路事業特別会計の会計間の職員人件費の計上替えなどに伴う補正であります。

26ページの砂防費では、自然災害防止事業に係る県負担金の追加計上であります。

27ページの住宅管理費では、磯崎や中村などの公営住宅の修繕に要する追加経費を計上いたしておるものであります。

下水道費では、下水道事業特別会計における異動などに伴う職員人件費の減額や、受益者負担金の追加計上などにより減額補正するものであります。

28ページ、小学校費の教育振興費では、電力移出県等交付金を得まして、平生・佐賀の両小学校にブランコなどの遊具を設置するための所要額を新たに計上いたしております。

32ページの渡船事業費では、先ほど清掃費でも御説明いたしましたとおり、熊南総合事務組合における共同運航事業負担金につきまして、主に職員人件費の計上替えにより追加計上するものであります。

簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計における職員の人事異動により繰出金を減額するものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。前に戻りまして8ページをお開きいただきたいと思えます。

民生費負担金であります。保育料につきまして、保護者の所得水準が見込みを下回っていることなどから減額補正いたすものであります。

10ページにかけましての国庫支出金、県支出金につきましては、歳出で御説明いたしましたおのこの事業に伴います特定財源であります。それぞれ確定や見込みによりまして増額あるいは減額いたすものであります。

このうち9ページの総務費県補助金の電力移出県等交付金につきましては、県内の発電施設で電力を他県へ移出した場合に、県に対して交付されるものであります。このうち今年度初めて市町への配分額が1億5,000万円発生したことによりまして、発電施設の所在市町や隣接市町による配分により平生町へ交付されることになったものであります。

10ページの財政基金繰入金につきましては、特定財源を除き必要額を取り崩して財源充当いたすものであります。

11ページの町債につきましては、歳出で御説明いたしましたように、主に自然災害防止事業につきまして負担金の増加に伴う追加であります。

5ページの第2表、地方債の補正につきましては、事業費の変動に対して変更いたすものであります。

以上、最初に申し上げましたとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,662万2,000円を増額いたしまして、予算総額は47億5,593万3,000円となるものであります。なお、33ページから38ページ、給与費明細書、39ページに地方債に関する調書を添

付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第7号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出でございますが、8ページからであります。9ページにかけましての保険給付費の各療養諸費につきましては、いずれも実績見込みによりまして、それぞれ増額あるいは減額いたすものであります。

10ページの予備費につきましては、所要の額を減額補正するものであります。

前に戻りまして、6ページからの歳入であります。国民健康保険税につきましては、それぞれ実績を勘案しまして、増額あるいは減額補正いたすものであります。

7ページにかけましての国庫支出金と療養給付費交付金につきましても、見込みや確定により補正いたすものであります。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金などを事業費の確定などによりまして繰入金トータルで減額するものであります。

以上、今回の補正額は7,858万3,000円の減額でありまして、平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算額は15億4,772万5,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、職員の人事異動に伴う人件費の減額補正であります。

歳入につきましては、6ページであります。一般会計からの繰入金を減額して調整するものであります。

以上、今回の補正額は148万5,000円の減額でありまして、平成19年度平生町簡易水道事業特別会計予算額は6,120万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第9号平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、8ページからでございますが、補助事業費の組み替えや単独事業費として管渠布設に要する工事請負費の追加と人事異動などに伴う職員人件費の減額が主なものであります。

歳入につきましては、7ページであります。受益者負担金については、見込みによりまして追加いたしますほか、管渠布設に伴い町債を追加計上いたしますほか、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

4ページの地方債の補正につきましては、先ほどの管渠布設工事費の追加計上に伴いまして変

更いたすものであります。

以上、今回の補正額は964万8,000円の減額でありまして、平成19年度平生町下水道事業特別会計予算額は6億7,944万7,000円となるものであります。なお、15ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第10号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、8ページからであります。人事異動などに伴う人件費のほか、事業最終年度となりますことから、管渠布設に係る工事請負費の追加計上が主な内容であります。

7ページの歳入では、漁業集落排水事業分担金につきまして、見込みによりまして追加計上するほか、管渠布設工事に伴います町債の追加計上が主なものであります。

4ページの地方債補正につきましては、先ほどの管渠布設工事に伴いまして変更するものであります。

以上、今回の補正額は1,305万1,000円の追加でありまして、平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算額は1億2,798万6,000円となるものであります。なお、15ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第11号平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出におきましては、人事院勧告に伴う職員人件費の追加計上でありまして、歳入においては、介護保険事業勘定特別会計からの繰入金を増額いたすものであります。

以上、今回の補正額は5万円の追加でありまして、平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算額は2,698万4,000円となるものであります。

続きまして、議案第12号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページから9ページであります。主に8ページの保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を見込みによりまして同額を増減させるものであります。したがって、保険給付費総額につきましては変動はありません。このほか、職員人件費につきまして、育児休業などにより減額するものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入であります。一般会計繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額は224万7,000円の減額でありまして、平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算額は9億7,366万5,000円となるものであります。

以上をもちまして予算7件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号平生町課制条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

昨年3月の県東部地方税整理組合の解散に際して、徴収体制の強化を図るための組織に関して関係部署において協議を重ねてまいりましたが、このたび、行政改革推進本部におきまして、徴収対策室を設置する案を決定いたしました。

税関係では、本年10月から県の併任徴収制度を活用して、滞納整理・処分を進めているところでございますが、来年度も継続して本制度を導入するために、新たな徴収体制を確立しようとするものであります。

従来、町県民税、固定資産税などの町税及び国民健康保険税並びに保育料、住宅使用料などの徴収金の滞納整理につきましては、それぞれの担当課において対応しておりましたが、平成20年度から徴収対策室を設置をして、一元的な滞納整理を行っていくことといたしております。

続きまして、議案第14号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本年8月に、「地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、本町職員の育児休業制度の見直しを図るものであります。具体的に申し上げますと、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正、再度の育児休業することができる特別の事由の追加及び部分休業の承認要件を緩和することとあります。

続きまして、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院は、本年8月に国家公務員の給与に関する勧告を行っておりますが、この勧告は、本年4月1日にさかのぼって若年層を対象に俸給表の引き上げを行い、また、期末勤勉手当のうち勤勉手当を0.05カ月引き上げて「1.45カ月」を「1.5カ月」とし、扶養手当については子ども等に係る支給月額を500円引き上げて「6,000円」を「6,500円」とするものでございまして、これらの勧告及び県の人事委員会勧告に準じまして本町も改正をするものであります。

続きまして、議案第16号平生町下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、地方自治法第227条に基づいて、排水設備指定工事店の新規登録及び更新登録に係る手数料をそれぞれ徴収することを規定するものであります。排水設備指定工事店制度は、施工業者による不良工事等に対して、使用者への不利益の防止や下水道施設を保護するため、一定の技術水準を持ち、排水設備工事を行う能力があると本町が認め、本町に登録した業者のみが宅内の排水設備工事を行うことができるものでありまして、このたび手数料を徴収することで施工業者の質の維持を図るものでございます。なお、新規登録手続きについては5,000円、更新

登録手続きについては3,000円と規定をいたしております。

続きまして、議案第17号平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本町簡易水道における経営状況は、水道管の維持管理費の増大などにより極めて厳しいものがありまして、料金収入の確保に向け、平成16年度には水道使用料の改定を行い、平成17年度から徴収体制を強化するなど収入の確保に努めているところであります。本条例は、簡易水道使用者の給水需要の変化に対応し、一層料金収入の確保を図るため、平成20年4月分から使用料体系を見直すものでございます。改定内容につきましては、基本料金「1カ月10立米当たり1,575円」を「1カ月8立米当たり1,260円」、超過料金「1立方メートル当たり199.5円」を「1立方メートル当たり210円」にそれぞれ改定するものであります。

続きまして、議案第18号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

本年9月に、上関町、田布施町及び平生町で構成する熊南地域休日診療施設組合の解散について御議決をいただいたところでありますが、本件は、同組合が平成20年3月31日限り解散することに伴い、山口県市町総合事務組合から脱退することとなります。

また、消防団員に係る事務のうち、根拠法律の異なる災害補償、退職補償金及び賞じゅつ金の事務を行う団体を明確に区分するとともに、非常勤職員に係る事務についても根拠法律の異なる議会議員、その他非常勤の職員に係る公務災害に対する補償事務と公立学校の学校医等の公務災害に対する補償事務を行う団体を明確に区分するものであります。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町等の議会の議決が必要となりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第19号訴えの提起について御説明申し上げます。

本件につきましては、町営住宅中村団地の入居者が平成12年度末に無断転出し、同年4月からは消息不明となっております。当然、家賃も滞納し、家財道具等も放置されておりまして、維持管理上問題があるため対策を検討してまいりましたが、法的措置による以外、解決の方法はないと判断し、住宅の明け渡しについて訴えの提起をいたすものであります。

以上をもちまして、補正予算7件、条例5件、事件2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えいたしたいと存じますので、御審議を賜りまして、御議決をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前9時56分休憩

.....
午前10時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

日程第25．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（田中 稔君） 日程第25、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） ちょっと耳が突発性難聴で聞こえにくくなっていますんで、テンションを落して入りますが、簡潔にわかりやすく答えていただきたいと思います。

先月でしたか、住所異動を会社に登録しなきゃいけないというんで、娘が京都におりますんで、京都に住所異動を出しました。それで、その送ってきた資料を会社に出そうとしたら、京都市役所西区から電話というか、連絡がありまして、11月の16日なら16日に転入したんですが、11月14日になっていましたと、転入したのが。そのいい加減さにもさすが京都だなという驚きは持ちましたが、その書類を破棄しましたんで、もう一回往復で送ってきたのに、向こうに間違った書類を送り返してくれという連絡があったんですが、破棄しましたということを連絡しようと思って担当者に電話しました。

だれに言ってもよかったんでしょうが、個人のミスだったら、その人がみんなに知れたらかわいそうかなと思いましたんで、電話かけましたところ出んのですよ、電話が。これ間違ったかなと思ひまして、しばらくやっていると電話に出ました。電話に出まして、どこどこ西区の住民係ですとか答えたんですが、そのだれだれさんを出してくださいと言ったら、また、これは5分ぐらいかかるんですよ。ちょっとお待ちくださいと。そして、電話かかってきて、今日は休んでますと、こうなんです。それで、また、親族のだれか死亡届を出して休んだんかと、よっぽど言おうかと思ひましたが、それはやめときまして、そういうことで、こうこうこうで実は間違っ来とるのを破棄しましたと。じゃ、ちょっと待ってください。これまた15分です。最終結論が、うちのミスですから、それはしようがありません。その結論出すのに何分待たすということもないんですよ。

その後に、平生町の住民課に電話かけまして、ちょっとそのいる住民票の電話をかけましたところ、対応のええんですよ、これがまた。それは、その辺は僕はこの平生町のそういう取り

組みというか、成果を上げとるの、京都が悪過ぎるのかもわかりませんよ、当然。そういった面での成果は私は認めると思います。

そういった名前、自分の名前呼んでやっておる取り組みからもう数年たちまして、世の中、うちもそうなんです、いつも言われるのは、世の中進んでいるんだから現状維持ということは退化しておるんだと。積極的な現状維持ならいいけど退化してはいけません。常に改革しなければいけない。そういう意味で今これからの平生町のために行政改革の取り組みについて質問をしたいとします。

普通民間と公務員とは違うとは言いますが、我々の場合は、例えばうちもかなりの改革案をやりました。3年前から取り組みまして、その取り組むために管理職、その担当管理職の仕事を外すんですね。仕事を外さないで、それに積極的に取り組めないから、その仕事内容を全部洗い出せ、トップが聞くわけです。洗い出した中で、我々が全部今アウトLOOKを使っていますので、その中で仕事内容を全部打ち込めと。全部打ち込んで、細かくてもいいから全部打ち込め。いついつまでの完了予定とか、そういうことをやって、上司が見られるような体制、いつもチェックできるような体制にして仕事を我々に割り振られてきました。

それから、そういうことに対して、組み込んだことに対して、今度はデータ収集、どうしてこれが必要なのかというデータ収集に入ります。データ収集のためにうちの担当者だけでは間に合わないときは、そういう専門的な会社も雇いまして、そのデータを収集します。そのデータを、だから、この前も言いましたけど、小林教授のデータ、20何年、ばかのような話をしておるよ、に思いますけど、あれはデータ、荒データをとっておるわけです。あれで客観的な問題点を洗い出して、ここがポイントなら、あの人が言うのに20何%ですか、消費税上げて云々というの。何をばかなこと言っていると思うかも知れません。あれは荒データ。

あれをするために、20何%すると、実際に、この案とこの案とこの案でやって、20何%に上げる案の中で、これでは、それが決まると、これでは具体的に、実際に景気がどれだけ落ち込むのか。それをすることによって景気が落ち込むのかとか、何本条例を変えなきゃいけないのかとかいうのが出てくるわけです。この時点の話現場の課長連中とか、現場の者に話すと、何を仕事知らん者がばかなことを言うかという話になります。これはトップレベルできちっとコンセプトをよく決める、目標を決めるまでの過程なんです。

そのためには、担当者にどういう研修に行かすか。どういうところに見に行かすか。調べなさいと。それから、本部を集めて、担当者4、5人でまずは何回も小分け、小集団で集まって会議というんじゃないし、もう本当、そこで言葉でばんばんやり合う。トップがチェックする。いや、これではこうはできんぞという、その報告を上げていく。これで今度会議に移します。もう30人とか20人とかの会議を移して、そういう関係者を集めて会議をやりませう。それは、そこ

で決めるというのではなしに、それはその意見を収集する、収集するだけです。そこでもっと具体的にひざ詰め具体的なデータを話し合っ、こういう案でいく、こういう案でいくというのを出し合う。それで、そこで全体に会議を開いたときに、全体でそれがいくのかどうか。問題点が出てくるのかどうかというのが具体的にになります。

それをやりまして、この10月でしたか。いよいよ予算付けもほとんど済んだんでしょ。ここからキックオフ宣言が始まりました。これで全職員に知らせます。課長が集めて、ぱっと。こういう改革です。こうこうこう、問題点を現場でやる、こういう取り組みに対して問題点を出せ。それで、もう予算順次スケジュールもこういうあれで、これがキックオフ宣言なんです。もうほとんど進みます、これで。

というように、いろいろなデータやら取り組んで、その問題点、自分の仕事の内容の中でやっておると、発想の転換というのができんですよ、絶対に。だから、そういうデータを取り込んでやっていくわけなんです、平生町の行政改革の取り組みに対して、それが、そういったことが完璧かどうかわかりません。それは、自分の判断であります、そういったことが行われているかどうかということで質問をしたいと思います。

まず、私は、今さっき言うたように、きちっとしたデータ構築して、ロジック組み立ててやるんで、課統廃合がメインで話が出てきたのでは絶対いけんと思うんですよ。その課統廃合がいいかどうかというのは、また別問題なんです。その中で過程の中で課統廃合しなきゃいけないという、それが前の課制条例の一番の我々が反対したところであります。

淡々と質問、そういったことをベースにしながら淡々と質問していきたいと思いますが、現在のそういったことに対して取り組み状況はどうなっているのか。今さっき言いましたような、どのような問題点や評価を持ち寄り、だれがどこで分析してデータを分析しているのか。それは、住民ニーズも含まれておるのか。

例えば、課統廃合したら、こっちはやって統廃合しますけど。何課へ行けばいいのか、あの仕事は何課へ行けばいいのかと、また徹底せんにゃいけんのですよ。僕はそういうのを前にも、前の助役さんだったかな。職員が介護のことで介護福祉課へ行って、それと職員が連れて、住民課へ連れて行って印鑑やらとるところも説明している。それは、すごい連れて行ってから親切でしたよという話をしたら、それで、褒めておきましたと言うから、いや、トップはそれじゃいけんでしょうと。そういう行動をとらなくてもいい方法をどうしたらいいんですかと。1カ所で行える方法とかあるんじゃないですかと。というようなことも言いましたが、そういったことが住民からのニーズが徹底、含まれておるのか。それはニーズというのは、一々意見を聞くのがニーズじゃないですよ。苦情があるのもニーズですから。そういったことがどこに入っているのか。

それで、それをどのようなベースとしてコンセプトを推進しているのか。それは、もう行革で

すから、お金が足らんからお金をするのは決まっているんですが、強い意思があるかどうか。これだけをいつ削減するんだという強い意思があるかどうか。

私は、ちょっと失礼な言い方するんですけど、平生町のあれ見えていますと、ボクシングを思い出すんですよね。今度はジャブ出したぞと。今度はやるかと思ったら、また、ロープ際に引くんですよね。強い、これはやるんだという強い意思がない。何か古い話ですが、アリと猪木がやったような、初めは寝ていい体勢だと思ったら、最後までそれで行くんかというような、何か強い、これはこうだ、ここまでやるんだ、自分こうするんだという強い意思が見えないような気がします。

特に、町長は、民間で出ていますので、しかも、どっちか言うと野党的な発想で批判されてきた立場なんですから、守りに入らず、そういうふうな常に攻め切ってほしい。そういった改革が今後できるのかどうか。

その取り組みの中心の職員、頑張れよ頑張れよ、ではなしに、どのようなバックアップをしておるのか、研修に行かせておるのか、どういうフォローをしよるのか。常に前向きにどういう問題点があるのかとか、フォローしよるのか。そんなようなことはどうなっておるのか。

いろいろなうちの方もいろいろ出張手当組んで、室蘭とか釜石とか、いろいろなとこに出張行きます。ここを見たいと言ったら、その改革するために見たい先進的な、失望して帰るときもあります。そういったところをいろいろやっておられるのかどうか。

また、今後のスケジュール、今までの現状で改善、改良されそうなところと、それに残る課題等はどうか。この辺を質問してみたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行政改革の取り組みについて、かなり幅広く御質問をいただきました。

改革の質問の前段でお話がありましたように、こうした取り組みは、ここまでやれば終わりということはありません。まさにこの時代の要請もありますし、社会情勢の変化等もありますから、やはり柔軟に対応していきながら、その行政が生きた組織として動いていけるように目配りをしていかなければいけないというのが基本的な考え方です。

今の取り組み状況でございますが、基本的には、今御承知のように第四次の行革大綱、これがベースになって、その実施計画があるわけですが、これがベースで21年度を目標に行革を進めていこうということで実施計画を策定をさせていただいて、これをベースに今取り組みを進めておると。18、19年度、今ちょうど2年次に当たっているわけですが、この情勢の変化というものも踏まえながら、事務事業等の見直しについても、今年から御承知のようにいろんな行政評価制度を取り入れていって、それをしっかり活用して、そのチェックをかけていこうと。事業がきちっと時代に合って、あるいはまた住民の要請にこたえていけるかどうか。この辺のチェッ

クもさきにお示しをさせていただいたように、これは活用しながら、そしてまた機構の分野についても、今日も今提案理由を説明いたしましたけれども、徴収対策室等々についても、これはもうまさに計画のある意味では前倒しになるけれども、これは取り組んでいこうと、こういうことで今回も提案をさせていただいて、そこら辺の社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、しっかりこの行政改革を進めていく。いずれにしても、職員全体の定数問題含めてそうですが、削減をしていかざるを得ないという大きな流れがあるわけですから、当然、新たな組織改革というのが、これは一つの大きなテーマです。

したがって、今、そういった具体的な組織改革をどうしていくのかということで、先般もありましたように、かなり行政改革本部、これは課長さん方を中心にした本部があるんですが、これでの議論と、あわせて、今度は例の機構改革1年延期という問題もございましたので、しっかり班長クラスといいますが、こういったところの意見もしっかり集約をしていこうと、こういうことで今組織改革の素案的なものが上がってきております。これは、班長会議も7回行われたようでございますし、それぞれ各課単位でのいろんな意見聴取、要するに、ある意味ではボトムアップの意見もアップとして受け入れていけるような体制も敷こうと。そして、それをいろいろ判断をしながら、行政改革本部で、行政改革推進本部の方でそういうものをベースにしながら一定の判断をしていこうということで今進めさせていただいております。この組織の問題につきましては、ある程度、方向性がまとまった段階でまた議会にもお示しをしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

いろんなこのやっていく上でのデータですが、これはもうこれ第四次の行革大綱策定のときに、いわゆる決算ベースでのいろんな当時の財政状況等を踏まえたその事務事業の総ざらい、見直しを全部かけました。これは平成16年の作業ということになったわけでございますが、合併協議等で協議した内容も含めて、職員総動員で見直しをかけた。そういうまた、このいわゆる行革大綱策定のときもただ我々の、御指摘がありましたように、役所の論理だけではないように、民間のやっぱり意見もということで行政改革懇談会等も開催をしながら、民間あるいはまた住民のニーズといいますが、こういうものも踏まえながら、こうした行政の改革につなげていこうという取り組みを進めてきたところでございます。

当然、機構の改革等々やっていくとすれば、いろんな今の職員の数の問題、当然、行政の場合、いろんな大体同じような類似団体というのがございまして、これを一つのベースにしていろいろ比較検討したりしてあるわけですが、この辺も必ず班長クラスをベースにワーキンググループを策定をして、そういったデータの分析等についても協議をしてもらっておるとというのが今それぞれ検証しながらやってもらっておるとというのが現状であります。

その上に立って、基本的なコンセプトはどういうことになるのかということですから、当然大

きな目標としては、そういった時代の要請にこたえていくように、安全で安心なまちづくり、あるいは協働のまちづくりというのが一つの大きな我々のテーマになっておりますが、具体的には緊急行財政改革プログラムで示してきましたように、一つは、行政の簡素効率化、一つは、組織機構の簡素効率化、定員管理の適正化及び給与制度の見直し、財政の健全化対策、この4本柱が我々の掲げておる一つの大きなこの基本にして取り組む点であります。こういう目安といえますか、物差しをもって、この行革に取り組んでおるといのが今日の現状です。

そのために、いろいろ行革に関連をしては、全般について、特に、いろんな研修は県の方も実施をいたしております。しっかりいろんな機会を見つけて研修等に参加をさせたり、特に、行政評価をやっておりますが、これなんかについては、本人の希望もありましたので、北九州の方に参加をさせたり、いろんな研修等についても折に触れてそういう参加をさせながら、ただ本人が勉強してくるというのではなしに、いろんな今全職員の研修会等も開催をいたしております、しっかり得た情報なり、あるいはまた知識なりは、研修の成果をお互いに情報の共有ができるようにと、こういうことで全職員の研修会等でも講師として皆さんに発表してもらおうというようなこともやっておる状況であります。これから、研修は、大変大事なところでございまして、人材を育成をしていくということで私たちもしっかり重視をしてやっていきたいというふうに考えております。

今申し上げましたように、これからの課題といえますか、現状の課題、問題点、こういったところでございますが、やっぱり一つの大きな組織の改革というものも、全体が今158名定数で139ですかね、今、職員の方は、そういう状況の中で、これから退職者の問題も含めて、将来を見通した中で、しかも一方では住民のニーズというものも踏まえながら、どういう組織体制にしていくのか。これがやっぱり一つの大きな課題であることは間違いありません。こら辺については、できるだけ早くこの辺の機構改革を含めた取り組みを進めていきたいということで、今、一生懸命取り組みをさせていただいております。

この辺の改革案につきましても、しっかり今、最初申し上げましたように、班長会議等あるいは各課での意見聴取、こういうものを踏まえた上での素案というものをしっかりたたいて、これから3月時点ぐらいには、改革案の方向づけができれば、また、皆さんに御報告をしながら、さらにそうした場合の事務分掌はどうなっていくのかというようなこと等々を含めて作業をしながら21年度実施ということが目標になっておりますから、こら辺については、しっかり目標を持って、これからそこに向けての取り組みを精力的に進めていきたいというふうに考えておるところであります。

議長（田中 稔君） 吉國議員。

議員（9番 吉國 茂君） 今、話を聞いておりますと、割と削減のことばかりが中心で、私

の住民のニーズというのは、今から高齢化社会でどのような住民が今から問い合わせとかいろいろなことが起こってきます。そういったものを役場が拾い上げる、それで手数料を取るというような方法やなんかは、研究されないのかどうかという問題。

ーたん、こういう田舎町で町職員の削減ばかりしますと、逆に都会と違まして企業がないところですから、就職の率が落ちる場合、給与収入の落ちる場合があります。だから、今の中で私は、そのまま必要なものは必要ないで切られるのも結構ですが、職員の削減をしないで収入をふやす方法。例えば、JRなんかやっていますね。今、自動の切符ですと高速で通りますから、よう故障するというので、都会ではスイカとかバスカとか、それを使って全部やられる。前々から私は言っていたんですが、そういう問題というか、ここでカード、前金でカードを払う。例えば、ゴミ袋を買うのもこのカードが使えたり、それから、図書館の配信もカードが使えたり、それから、公民館に置いているパソコンとかで検索機能、いろいろな住民のニーズの検索機能をつけたので住民もそれでカードで使えとか。

それから、位置情報が出ますので、徘徊される痴呆老人（29ページに訂正発言あり）のそういった貸し出しレンタルするとか、そういったいろいろな問題点が今から高齢化社会のニーズ、どのようなニーズが起こって、それに対してどういうふうに職員削減というか、効率化はしなきゃいけないけど、なるべくそういうところでふやすという方法なんかは入っていないのかという思いがします。

それで、ある人に言ったら、前からそれはいろいろな人に言っていた。そりゃ収入なんかというのは、手数料なんかというのは知れていますよと、こう来るんですよ。だけど、この前、いつですか。9月、中間決算で銀行のサブプライムローンで減額修正出しましたけど、あの大利益ですよ。減額しても何百億円、何千億円という利益出しています、銀行。これの主な収入が手数料なんですよ。ばかにしちゃいけないのですよ、100円、200円を。

そういったことを効率的な仕事をしながらできないか。それには、どういった今後の高齢化のニーズをふやすためには、課が必要かもわかりません。統廃合するだけだったら一つにすりゃいいんですよ。一つにして、そこでいろいろなヘッダ的な案を練る。垣根を取っ払って練る。あと係をもっと現場で実施すればいい話ですから。そういったことがどこまで最初の時点で練られてきておるのかというのが私は疑問なわけです。

これは、何もこれ突っ込むためにするというのではないのですが、要は僕はここで一番質問したいのは、この取り組みの云々とかいうよりも、町長の決断なんですよ、大きな決断、その強い意思です。もう初めから統廃合ありきではなしに、本当にそれをやった過程で統廃合だったらいいんですよ。一つにすればいいですよ、僕は。そういったことを町長が今からもう一回、会議の中でやるというのは、会議でしゃべるといのは、それは本音は出ませんよ、なかなか。ひ

ざ詰めで、これはどうか、これはどうかという、そういったことが何回行われて、その問題というのが解決したのか。その辺をもう一回お聞きして、もうこの質問は打ち切りますので、どうぞ。
議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘いただきましたように、特に、本町にとっては、こういった高齢化社会が進展する中で、今後の行政サービスを考えたときに、高齢化社会への対応、これは大きな本町にとってのテーマです。当然、機構の問題とか、組織を考えると、それに対応していける、しかも高齢者がどんどんふえていく。そして、いろんなさっきもありましたように、行けばそこでもう一遍で話が済む、あっち行け、こっち行けということを行わんで済むような、いわゆる住民の立場の利便性等々を踏まえた、そういうニーズにこたえていけるような組織はどうあるべきかというやっぱり問題意識というのは、これは共通して我々もしっかり持っております。

それを踏まえて、今申し上げましたように、こうした一方では行財政の改革とあわせて、こうした財政改革、行政改革、これをやっぱり抱き合わせでやっていこうとすると、どうしてもそこら辺の組織機構改革、これはもう出てまいります。したがって、これは、何とか議会の皆さんにも御理解をいただいて、21年度、来年度の一つの大きな方向づけをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、ある程度まとまった段階で御報告をさせていただきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） それでは、次の質問に入りたいと思っております。

それと、先ほど「痴呆症」と言いましたが、「認知症」の誤りです。おわびします。

それから、安心・安全のまちづくりを問うということで、いろいろと自転車で来られたり、日にちを決めてやっておられると思うんですが、一体どういう想定、例えばどこがどういうなったからどうなんだとかいう具体的な想定なんかをされておるのか。そういった緊急事態に対する取り組み状況の課題を抱えてやっておられるのか。そういったことをお聞きしたいと思います。

それから、本部立ち上げ時、これはどういうときに立ち上げるのか。例えば、一般職員とか宿直のこととかがあります。電話連絡とかというのは、どういう体制になっているのか。どこまで、それがどのぐらいのあれだったら、どこまで連絡しなきゃいけないということが明確になっておるのか。そういうシステムが確立されているか。

例えば、町長、失礼な言い方ですが、町長の家が壊れて出て来られないとか、副町長が出て来られないとか、そういったことも想定されますが、そのときには、どういう体制をとられるのか。

それから、前々から言っています指定管理者制度で、管理するとは何ぞやという話をよくしますが、そういった緊急に対応する訓練、システムがなされておるのかどうか。

毎年我々も消火訓練とか、いろいろと訓練やります。今回も私、調査というか、電話連絡とかの調査に立ち会いまして、1回の緊急の連絡時で立ち上げ。すると、何回やってもやっぱり場所を変えてやると、やっぱり問題があるんですね。例えば、消火器が3本あるのに、5人おって4人が逃げて、1人が消火器持っていくとか把握してないんですよ、そういった問題。

それから、階段からおりて逃げるとき、集団で逃げると上から落ちるんですよ。だから手すりを実際に持っておきましょうという。点呼するときには顔見て点呼しないから、名前をこう聞こえんでおって、間違っって人呼んで返事するわけですね。それで、こっち側は返事してない。それは確実に顔を見て点呼しましょう。それで、緊急時のドアの開閉はできているかどうか。かぎがすぐにあけられる体制になっておるかどうかとか。

それから、電話するのでも、ここが火事としたら、隣から電話する。そりゃおかしいでしょうと。煙が入ってきますよと。今回でも逃げ遅れて、ドンキホーテですかね逃げ遅れるというような、じゃどういう連絡体制をするとか、具体的にその現場、公民館とかいろいろのところでそういった訓練がされておるのかどうか。

それから、今までのいろいろとそういった緊急時の想定されてやっておるんでしょうが、問題点は明確になったかとか、顕著になったか。それで、どういった点ができないのか。例えば、前、災害でブルーシートが足らなかったとか、ありましたですよ。一軒一軒の家のブルーシートを全部町が持つというのも、これは、あれで自分のとこで備えてくださいと向こう側に頼まんにやいけんことと、こっちがやらんにやいけんことと、そういったことのすみ分けとか、連絡はできておるのかとか。

それから、もしも何かあったときの広域的な支援要請とか、いろいろなところの連絡とか、そういった体制がきちっとできておるかどうか。この辺を質問します。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 安心・安全のまちづくりに関係をして、この災害の緊急事態等に対する対応について、何点かにわたって、今5点、御質問をいただきました。順次お答えをしてみたいと思います。

平生町、本町の場合の災害予防というか、対策については、地域防災計画、平生町の地域防災計画が策定をされておりますから、これに基づいて対応していくわけですが、被害想定は、台風、豪雨などの気象災害あるいは地震災害、火災等の事故災害と、この三つに大別できるわけですが、その災害の種類や程度に応じて防災体制を警戒体制から非常体制、さらには町長を本部長とする災害対策本部と、この立ち上げをやっていくということにいたしております。

今、どういう事態を想定してやっておるのかということでございます。訓練も、かなり町の職員を対象とするもの、それから、あるいは地域でお願いをしたり、町と協力してやったり、いろ

んな訓練がありますが、今年の主なやつだけちょっと申し上げますが、この6月には、平生町防災力強化研修、これをやりました。これは、実際に災害対応、実践的な知識を得ようということで、これはもう総務課とか建設課、直接防災に関係する、そこら辺の職員を対象にして、実際に防災マップを使った演習を実施をしたということが一つ。

それから、8月には、今度はもと自衛隊でいろいろ危機管理の経験のある方をお招きをしまして、職員の危機管理研修、これを行いまして、これは台風なり地震、こういうものを想定して、各職員が地域の自治会長だったらどうするかという想定で図上訓練も行いました。

それから、11月には、今ありましたように、職員の参集訓練、これは毎年やっておるわけですが、それぞれ役場に集合する。そして、どういう被害状況の把握をして、それに対して私の方から人命尊重の観点からこういうふうにやってくださいと、あるいはパトロールの体制の指示、こういうことをやりながら、より具体的、実践的な訓練になるように、今取り組みをさせていただいております。

あるいはまた、いろんなこの前から地域イントラネットの基盤整備をやりまして、防災ネットワークが一つの大きな取り組みのメリットになっておりますので、この辺の情報の提供システムを活用した避難所の開設、それから、避難所での状況などと本庁との連携、こういう訓練も実際に取り組みをさせていただいております。

今、災害対応ということで、去年からこれに加えて行政、民間の協力も仰ぎながら、例えば、災害対応の自動販売機、これは避難所に6カ所、水、備蓄飲料として960リッターの提供をいただくということで、これも去年から。今年の2月には、御承知のようにマックスバリュと協定を結んで、災害時の食糧とか生活必需品についての確保をしていこうということの協定を結ばせていただいております。

今、この前のときも報告をさせていただきましたけれども、災害時の要援護者支援マニュアル、これを一回、やっぱり一つの大きな地域における、特に高齢化社会というお話もありましたけど、この要援護者の支援マニュアル、これ今一生懸命とにかく策定している。年度内にはきちっと作り上げようということで、今このマニュアルと避難所運営のマニュアル、それから避難勧告基準マニュアル、こういったマニュアルづくりが今大詰めを迎えておるという状況でございまして、これが一つの大きな、我々として取り組んでいかなければいけないこと。

それから、もう一つは地域における、今日も行政報告の中で申し上げましたが、自主防災組織の結成とそれに伴う訓練を、今まで平生、尾国、それから大野と、今年は、それぞれ自主防災組織の皆さんにもいろんな避難訓練、消火訓練、AEDを使った救急の取り組みとか、初動体制とございますか、そこら辺のやっぱり大事さというものを改めて皆さんにも知っていただくということで取り組みを進めております。

それから、ちょっと前後しましたが、本部の立ち上げでございますけれども、災害本部については、基準となる情報ですが、今24時間体制で県の方からも町の方へ入ってまいります。問題は、職員がおるときはいいのですが、おらんときが、夜間、宿直、宿日直等の状況のときは、まず総務課長のところに連絡が行きます。総務課長からそれぞれ町長、副町長、各課長に連絡が行って、課長から職員に行く。こういう体制で今システムができております。仮に、町長なり副町長がおらんということになると、町長がおらんじゃ、これは副町長ということになりますし、副町長が本部長、それも不在ということになれば、総務課長が本部長という、この順位で移っていくという形になりますので、その辺については防災計画の中で今、明確にさせていただいておるところであります。実際に対策本部については、去年、おとしは、例の、おとしは台風のとくと眞工金属の爆発の危険性があるというんで、あのときに本部を設置、対応をとらせていただいた。去年は、18年度は1回、今年度は2回、台風4号、5号、このときに対策本部を立ち上げて対応してきております。そういう状況でございます。

それから、指定管理者の関係ですが、特に老人福祉センター、これ社協あたりですが、第2デイサービスセンターあるいは福祉作業所等々含めて消防の組織、それからシステム、連絡体制等々について、あるいはまた訓練、こういうことも実施がされております。福祉センターについては、これは今から隣の寿海苑との合同での訓練、こういったことも一つのこれは課題ということになると思いますが、さらには保育園や児童館等についてもそれぞれ体制がとられておりますが、問題は低年齢の子供たちが対象ということになりますので、毎年、避難訓練とか実施をされておるんですが、やっぱりそのときの体制、対応を本当にスムーズにいくように、これはやっぱり常に、いつまでたってもこれ課題として残っていくんだろうと思いますが、十分そこら辺踏まえた訓練が年に3回、今避難訓練が4回、地震の訓練が3回と、それぞれ3回、4回実施をされておるのでございますので、後はその年少者の、低年齢の子供たちにどうしっかり話を納得させて、落ち着いて行動させるかというのが一つの大きな課題だろうというふうに思っております。

また、特産品センター等についても、一応消防計画というのができ上がっておりますが、より実践的なといえますか、より主体的に今、指定管理者制度に移行しておりますから、この辺についても、形は整っておりますが、実践的な、より訓練といえますか、対応と、緊急対応がとれるような形にこれからしていかなきゃいけないというのがこれからの課題だろうというふうに思っております。

今、申し上げましたように、いろんな避難、要援護者の支援のマニュアル、こういったところがこれから大きな課題になりますが、こういうそれぞれの課題の克服に向けてしっかり準備をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後になりますが、広域的な取り組みということで、災害の大規模化ということの対応ですが、今、ほかの自治体、この近隣自治体の消防組合、これ協定を締結をして取り組んでおるんですが、大規模な場合は、特に知事等に要請をして自衛隊の派遣をいただくとか、そういうことも含めたケースといいますが、そういうのを想定した訓練、こういうことも、今この周辺の訓練を中心にやっておりますから、御指摘のように広域的な支援要請をしていくようなケースも想定をした訓練というのは、これから我々も大きな課題だと、取り組んでいかなければいけない課題だというふうに認識をいたしております。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） それでは、絞って質問したいと思います。

まず1点は、そういったマニュアルができておるのであれば、これ議員らにも配布できるかどうか。それもいろいろと出し合って、その意見を言えばいいと思うんですね。

それから、もう一つは、指定管理者業者の問題であります。これは指定管理者だけではないですが、公民館も一緒、町職員の公民館も一緒に、どこでもですが、連絡網がきちっとできておるかどうか。最新のものになっているかどうか。それから、誘導はだれがするのか。もしもここが火事なら火事になったときに、ほかに誘導できる場所があるかどうかチェックしなければいけないと思うし、具体的にそういったチェックが、だれがしよるのか。それをきちっと。そういった体制ができて、今、指定管理者に任せておるかどうか。訓練やら見にいかれたのかどうか。その結果がどうかということを質問したいと思います。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、マニュアル等できておれば公表できるかということにつきましては、先ほど町長もおっしゃいましたように、現在、まだ素案の段階で、これから年度内に向けてそれを成果品として頑張っていきたいという状況でございますから、その時点において、やはりその事前でも結構だろうと思いますが、議員の皆様方にも配布できれば配布して意見を承りたいという思いはございます。

次に、指定管理者による施設の管理における連絡網、最新のものになっているかどうかということにつきましては、先般、それぞれの担当課に確認をすると、そのあたりの連絡網についてはちゃんとしておるといふ報告は受けております。そして、避難訓練等もされておるといふことなんですけど、その都度、毎回確認しておるといふ状況ではないにしても、何回かは担当者の方でその訓練に参加もしておるといふ状況の報告を受けております。当然、こういったチェックにつきましては、防災担当課の我々としてもその必要はあろうかとは思いますが、そこまでまだ我々が出向いてということはありません。担当課、担当課長が責任を持って、今後もそういったことについては進めていくことになろうと思います。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） もうここから、今からやられるということで、要望で結構なんです。指定管理者制度の、例えば、それとか公民館とか、本庁は人間おりますから、本庁の一部、いろいろな訓練の教育に出てもらいたいんですね。例えば、光市消防署と我が会社が提携しまして、煙を出すんです、有毒でない煙を出してみても、僕もその担当者になっていきますから参加いたしました。誠に現実と違うから、僕はノブで頭打ちでしたが、腰を低めて逃げなさいよと言いますが、わからんです、今入ってきたところが。実際にやってみると、こういう問題点があるな、こういう問題点があるなとか出てきますんで、そういった人たちの教育の場というのぜひ持っていただきたい。

それから、不測の事態、例えば避難所がどうなったときに、もしもそこが、避難所がもう行かないという事態も起こりますから、そういったことも、ありとあらゆる想定して、だれが連絡するのか、その住民に連絡するのか、どういう体制で連絡するのかとか、できないこともありますが、できるだけ具体的に、みんなに見せるマニュアルではなしに、具体的な、僕らに見せるのはそれでも、説明できればそれでも結構なんです。本当のマニュアルをつくっていただきたい。これ要望でございます。

終わります。

.....
議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。午前11時10分から再開します。

午前10時58分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、全国学力テストについてお伺いをいたします。文部科学省は、この10月24日に、今年4月に小学6年生と中学3年生全員を対象に実施した全国学力テスト、学力学習状況調査の結果を公表をいたしました。これにより、今回、都道府県別の成績が数値で公表され、県別に47位までの序列がつけました。

このようなデータは市町村別、また学校別にも詳しい集計が可能となっております。文部科学省は、市町村別、学校別の公表については各自治体の判断にゆだねられておりますが、山口県内の各市町の教育委員会は、児童・生徒のデータは提供は受けたが、過度の競争を招く、こういう理由ですべての市町が今見送っているところです。しかし、数値が出された以上、その数値が

ひとり歩きすることが、こういうことが懸念をされるところです。自治体間や学校間で順位競争が激しくなるのではないかと、私は今心配をしているところです。

また、文部科学省は、調査結果を学習指導要領改訂の参考にする、都道府県、市町村の教育委員会と学校に対して、それぞれに関する詳細なデータを提供し、今後の学習指導計画に活用する。また、都道府県に検証改善委員会を設置し、学校支援のプランを作成をさせる。こういうこととなっております。

さらに、調査を受けた子供たち一人一人が問題ごとに正答したかどうかなどを記した個人表は既に作成をし、配送しており、学校を通じて手渡される、各児童に手渡される、こういうこととなっていると聞いております。また、文部科学省は、継続的なデータ集約をする必要がある。今後もある必要があると言って、来年度以降も全国学力テストを続ける考えも示しているところがございます。

平生町の教育委員会として、この全国学力テストに対し、どういう考えで対応していくのか、お伺いをしたいと思います。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 淵上議員さんから、全国学力テストに対する町の考え方ということでお尋ねだと思います。

御承知のように、何十年ぶりにこういう大規模な学力テストが実施されました。これにおきましては、全国、一部を除く自治体、ほとんどが参加しておりまして、当町もこういう形で参加いたしました。それで、実際に10月24日に公表されております。

この学力テスト実施においての原因としましては、一つは、盛んに言われている今の時代のニーズに、時代の要請にこたえた、今からの子供たちの教育をどうしていくかという大きな目的があります。その中で、最近よく学力低下問題と、こういうものも出ております。そんな中で、今後の指導要領、どういうふうを考えていくかという一つの大きな目的があると。それから、もう一つは今の、今後の、それぞれの自治体あるいは、うちの場合だったら平生町における教育の現状というものが全国的にどうなっているのかというものを、それぞれの小さい学校あるいは自治体、地方公共団体でつかむ、教育委員会でつかむ、そういうことの大切さも私は必要だと考えて、御承知のように平生町も参加いたしました。

そんな中で、今年、今回行われた学力テスト、診断テストには、先ほども議員さんが申されたように、子供たちの生活様式とか子供たちの考え方も含んだ、今の子供たちがどういうふう考えているか、それから生活状態はどんなだろうか、そういうようなこともこのテストのアンケート方式で盛り込まれております。これが前回、数十年前の実施とはちょっと違った意味があります。

そういうことで、先ほど申されましたように序列化とか、そういう過度の競争とか、そういうことの決してないようと、これはもう国からのそういう考え方もありますし、私もそう思っておりますし、そういうようなことで非常に大切な学力診断テストであると私は考えております。来年度以降もあるわけですが、今年の反省を踏まえて、例えば今ちょっと個人情報の問題とか、そういうようなことも出ておりますけども、それらも踏まえた来年度の改善策も文科省では考えているようでございます。もし、今年の状態を踏まえながら、より子供たち、平生町の子供たちにいいように私どもは考えなきゃいけないし、学校もそれと同様に歩調を合わせていきたいと、こういうふうを考えております。したがって、この意義は非常に私は大きい形でとらえておりますので、教育委員会の対応としてはその意義を十分生かして今後も取り組みたいと、こういうふうを考えております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 先ほどの質問の中で1点ほど抜けておりますので、これを質問させていただきますが、子供たちに一人一人正答したかどうかを、個人表は学校にあるわけですから、それをどういうふうにして、どう子供たちに返していくのか。これもさっき言われました個人情報の問題もありますし、その辺を考えてどうなのか。

こういう問題と、さらに文部科学省は、今回の調査報告でテスト結果に沿って改善ポイントとして具体的な指導内容を指示すると、こういう報道もされているわけですよ。これが、学校現場にこういうことが強要されれば、国が一律に全学校に指示をする、こういうことになるのではないかと。そうなれば、学校現場で先生方が子供の実態に合った指導をする、こういう自由を奪うことになる、私は今こう思うんですよ。だから、そういうことにならないような教育、この辺は国一律でなしに町独自の、教育に対してどのように考えられているか。この点を、2点をお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 1点目の、個人のそれぞれの状態でございますけども、これは当然ながら、学校におきましては保護者あるいは個人に向けて、大事なものは個人でございますので、保護者懇談とか個人懇談とかそういう形、三者懇談とかそういう形で、もうこれは常日ごろから学校の方はやっております。1学期末、2学期末、3学期末、それも含めて、あるいは中間、そういうことをやっております。学力の問題、学習状況の問題どうだと、君はこういう面でもよく頑張ったねとか、非常に家庭学習もよくやっているねとか、そういうことは当然個人に返します。それが今度は全国的なレベルで、全国のレベルで今、全国平均とか県平均はこのぐらいですよと、そういう形が返ると思います。その中で、あなたの、個人のあれはこうですよと、そういう状況になると思います。これは当然ながら、学校におきましては、学力向上がまず第一の大きな仕事

でありますので、そういう形になると思います。

それから、国が全国一律に指示を与えて、平生町の独自性というのはどこに行ったのかというような形になると思いますけども、もちろん、どういいますか、今までも文科省のいろんな形におきまして、日本の国の教育の、国としては義務教育におきまして教育の保障といいますが、そういう当然大きな義務があります。その中において、当然平生町は平生町で独特のまた義務があります。そういう中でやっておりますので、全部が全部、すべて国から全部指示が出ると、細かい面まで出るということはまずないと思いますけども、今回におきまして細かい、例えば平生町の場合でありましたら、何といいますか、A問題、B問題というのがありまして、Aは基礎的な知識、理解、それからBは応用力、活用する力、応用力等を試す問題があります。これは日本全体が、特に応用力の方がやや低いと、諸外国に比べてもやや低いとなると、今度はこの応用力をつけるための学習方法あるいはそういう指導方法はどうかあるべきかというような形で国からは出ると思います。平生町にも例外ではございません。そういう形で、テストを最大限に方法、それこそ活用して、より平生町の教育を推進してまいりたいと、こういうふうに考えております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 私は、今、学校教育そのものを点数だけで評価する。こういう教育というのは大変危険だと思っているんですよ。御存じと思いますが、京都府のある市では、今回の学力テストのための、このためのテストをやる。こういう教育委員会も現実に出てきたわけなんですからね。だから、点数のためのテストだけじゃいけないと思うんですよ、教育そのものは。それがね、本当にこれが全国の学力テストなんかだと、こういうふうに考えるところがあるんですよ。だから、その辺は町の教育委員会としてもやっぱり考えてやってもらいたいし、平生町の教育委員会としてはやっぱりよく検討をされて、勉強に頑張れるように、また興味が持てるような、そういう教育を進めていただきたい。今、このように考えております。この点のところをよろしくお願いをいたしまして、次の質問に行きたいと思っております。

次は、小規模工事等契約希望登録制度について。こういう質問をさせていただきます。

先日の新聞報道では、九州・山口の主要企業を対象にしたアンケートで、景気が少し下がって、先ほども町長がちょっと所信表明の中で申されましたよね。足踏み状態にあるとの回答が、6月の前回の調査より20ポイントも増えて59%に達した、こういうふうに報道をされております。しかし、これはトップ企業の業績であって、中小企業や零細企業においては、今、好景気などまさに本当夢物語なんですよ。平生町でも、18年度の決算で町の法人税を見ますと1,000万円の減で、景気がよい、こういうことは一切ないと、私はこう思っております。また、当町においては、中小企業というよりも小規模の業者が非常に多いと認識をしているところです。また、仕事の減少も歯どめなく続いているように感じております。

そこで、提案をさせていただきたいと思いますが、町が発注をする小規模な修繕について、地域密着型、仕事おこしや支援策のための小規模工事等契約希望登録制度を導入をお願いをしたいと思います。小規模工事等契約希望登録制度といいますが、競争入札参加資格のない地元の業者で、小規模で簡易な仕事などを受注、施工を希望する者を登録し、自治体が発注をする小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大をして、地域経済の活性化を図ることを目的にした制度でございます。今、他の市町村では物品、役務まで広がっているところもあると聞いております。登録できる業者は、その市町村に主たる事業所または住所を置いている者、建設業の許可の有無や経営組織などは不問、細かい条件は自治体で異なるとなっております。町内の小規模業者に仕事を回すことは、地域経済の活性化に大きな役割を果たすと考えております。

ちなみに、現在、実施自治体を見ますと、全国の自治体数約1,800の2割の355自治体になっております。

ぜひ当町においても実現に向けて足を踏み出すべきではないかと考えておりますが、町長の御意見をお伺いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 小規模工事等契約希望登録制度の導入についてということで、今御質問をいただきました。全国での例は今、お示しをいただきましたが、確かにこの小規模業者の受注機会の拡大を図ろうということで制度がつくられているところもあるようでございますけれども、今、本町の場合でいいますと小規模事業、どの程度の小規模ということになるのか。仮に、50万円未満というような形にすると、年間で見ますと大体3割程度がそういう感じかなという今状況でございます。ただ、今現在でも別に指名業者でなくても、小さな工事とか修繕とかは、いろいろ町営住宅等の修繕とか、あるいはまた等々、機械器具の修繕なんかでお願いをしたりというようなケースも実際にはありますので、今の業者が、実際に町内で指名業者の方も今これはかなり仕事も減って、これも今大変な厳しい状況が続いておりますし、特にまた小規模の場合も大変ということで今、御指摘いただきましたが、公平公正な立場から言えば、そこら辺は真摯に検討していかなければいけない課題だろうというふうに思っておりますが、町内での、まずは実態といえますかね、そこら辺の実情、そこら辺のまた小規模事業者の能力とか、こういうものも含めて少し調査をしなければいけないと、そういうふうに思っております。

今、御承知のように、ちっちゃい事業は便利屋さんとか登録をいただいて、ちょっとした工事とかやっけていただいておりますというふうに思います。今、便利さんの登録をいただいたりしておりますので、そこら辺の実際どの程度の能力があって、どういうふうな、ほかに小規模事業者がいらっしゃるのか、町内の実態もあわせて調査をして、少し検討しなければいけないかなというふうに思っております。

ただ、それがなければ全然もう町から仕事も出さないとかいうあれではありませんし、それぞれの実情を踏まえてこういった実際の発注を行っていくということになると思いますんで、こういう時代ですから、できるだけ地元の皆さんのそういった活動にも、一定の活性化につながるようにという配慮はこれからもしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 今の答弁をお聞きしますと約3割ぐらいがそういう業者に渡っていると、こういうような答弁をいただきましたが、結構業種は多種多様にわたっておりまして、平生町の中でも町営住宅といったらペンキ屋さんから相手は畳屋さん、いろいろ、サッシ屋さんとかいろいろなところへいくわけですよ、建設業も含めて。そういうところですから、やっぱり一たんこういう制度をつくと次の仕事がみやすうにいくと思うんですよ。いろいろ言うことではないし、そこがお知らせをすれば、そこへいろいろ来て、そこで入札をします。そういうことで、かえって便利になるんじゃないかと思うんですよ。そうしてやっていくことによって、ある程度小規模の業者がそこに集まってくる。そしたら、町の活性化に随分なっていくと、このように考えられるんですよ。その辺のところ、ぜひ早急の実施をしていかれる予定があるのかどうか。このことだけちょっともう一点ほどお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま申し上げましたように、町内の大工さんから左官屋さんから、いろいろなサッシ屋さんから含めて、そういった町内の実情がまずどのぐらいの業種の方がどのぐらいいらっしゃるかって、どういう状況なのかと。今、平生町にも、今小さなあれをやっておられる、便利屋さんの登録を町の方にもいただいておりますから、そこら辺の実態と、そういうものをつまみちょっと全部調査をまずしたいというふうに思っておりますので、それから少しどういうふうにやっていくのかというのは検討課題。現実には、もうそういう指名以外は発注しないということではありませんので、その辺も、実情に応じて対応していけるように考えていかなきゃいけないだろうと思っておりますので、まずは調査をしてみたいと思っております。

.....

議長（田中 稔君） それでは、次に細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、通告に従いまして、聴覚障害者対策について質問いたします。

現在、日本を含めた先進国では、1981年に開かれた国連の国際障害者年での提言に基づいて、障害とは、身体的損失と能力不全と社会的不利益の3つに区別してとらえています。国が行う対策もその区別に応じて、身体的損失には医療で、能力不全には療育で、社会的不利益には福祉で取り組んでいるところです。国内では、1993年に障害者基本法ができ、2002年

12月には障害者基本計画が立てられました。ちなみに、この12月3日から12月9日は障害者週間でした。この基本法の方針に、障害者の社会への参加、参画を実質的なものにするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害者がみずからの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援することが求められている、とあります。そして、市町村に対しては、障害者自立支援法によって障害者福祉計画を立てることを求め、地域生活支援事業の実施主体を市町村と定めています。

御存じのように、障害者は身体障害者、知的障害者、精神障害者とあり、身体障害者の中も、視覚障害、聴覚、言語障害、肢体不自由、内部障害と分かれています。今回はこの中の聴覚障害の対策に絞って、施策の取り組み状況と課題、今後の方向性についての、まず質問いたします。

今回、聴覚障害を取り上げましたのは、今、例えば小さい子供たちにも真性中耳炎とかそういったものが増えています。アレルギーによるものが増えています。突発性難聴もそうですし、今耳鼻科なんか結構、本当に人が、ちっちゃな子供からお年寄りまで行っております。高齢化もちろんその要因がありますし、また、子供たち、中高生なんかウォークマンをよく見ますけれど、そういった騒音性難聴もかなり心配されております。それと、耳を取り巻く状況が今、非常に悪化している。そういった中で、今回は聴覚障害を取り上げてみました。よろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 聴覚障害に対する対応についての、今御質問でございます。本町としての現状と今後の課題ということであろうかと思えます。

かなり本町の場合も、今、身体障害者手帳の交付者が537人のうち62人が聴覚障害者だというふうに今報告を受けております。特に65歳以上の方が75%と、高齢者でかなり集中しておる。子供の場合も、今御指摘がありましたように、いろんなアレルギーでなるケースがあるということですが、本町の場合はそういう状況になっております。いろんな難聴の相談件数等もあるようでございますが、今、社協の方でもそういった方々の相談を受けて対応をされておるようでございますが、御指摘がありましたように、障害者自立支援法の中で、いわゆる市町村が実施主体ということで、コミュニケーション支援事業ということが今位置づけられております。この事業については、まだ実際に、いろんな手話通訳者とか要約筆記の派遣をする事業でありますけれども、まだ町内ではそういった実績はありません。しかし、これは、今申し上げましたように、大変聴覚障害の方々の実際に日常生活上のいろんな困難等に対する対応についても、町として町民の理解が得られるような方向で対応していく必要性は十分認識をいたしておるところであります。これから、いろんな機会を見て、町としてできる、また支援はしていかなければいけないと。これから社協、それからボランティア協議会等々ありますから、いろんなこういった支援する活

動の輪といいますが、そういうものも広げていけるように支援のバックアップ体制といいますが、そういうものも考えていかなければいけないというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、説明のあったコミュニケーション支援事業ですが、今のところ利用者がいないということですが、そういった制度があることを知らないのか、はたまた申請が、これ申請しませんといけませんので、申請が面倒なのか、それとも自分一人が我慢すればいいと思われているかと思うんですよ。要約筆記下関サークルの難聴者からの声のコーナーに、ずっと聞こえないからとあきらめていたけど、要約筆記があるので講演会に行けるようになった。そして、聞こえる人と一緒に笑って感動ができたという文がございました。この一緒に笑って感動ができるというあたりを、本当にありがたく思ってます。要約筆記があるから一緒に笑える。そういった要約筆記がかなり求められている状態だと思うんですよ。それを知らない方たちもたくさんあると思うので、そのあたりをこれからどうしていくかということと、聴覚障害者は周りの情報が得られないので本当に寂しく、悲しい思いをされております。だから、難聴者の方は一人で我慢すればいいと思われているのかもしれない。そのあたりのことも配慮しないといけないと思いますし、耳の悪い学生も要約筆記があるから大学に行けるようになったと聞いています。町内に手話、要約筆記のグループはないのですが、隣の柳井のサークルで活動しているのが現状のようです。奉仕員の養成は、要約筆記養成講座というのがあるんですけど、これは52時間の基礎講座が開かれ、2、30万円あれば町内で開催されると聞いております。費用や受講者の数がそろわないとか、そういった問題が危惧されるのなら郡内で協力して開くのも一つの方法だと思います。

そういったこともございますし、また、先ほど災害時の話が、ちょっと前の質問のところで出ておりましたけど、その災害時のそういった要援護者のことも今から考えていこうというお話をしていっていただきました、吉國さんのときに、そういったときに、こういった聴覚障害者のあたりの対応はどういうふうにするか。聞こえないということは、本当にそういったときに情報も入らないし、不安なものです。そういった災害時の対応はどうされるか。

また、次に、軽中度の難聴者の対策もお聞きしたいと思います。世界保健機関は、補聴器の提供など福祉サービスの対象の基準を平均聴力レベル40デシベル以上としています。欧米の福祉先進国でも40デシベル前後となっています。しかし、日本の身体障害者福祉法では、両耳とも70デシベル以上、または片耳90デシベル以上、かつ他方50デシベル以上の者が対象者とされます。先ほど町内では62人ということでしたけれど、これを欧米並みの40デシベルとするのなら、全人口の5%ぐらいと言われているのですけれど、ということは町内で700人から、高齢化が進んでいますから1,000人ぐらいかもしれません。社団法人の全日本難聴者団体連

合会というのがあるんですけど、この調査でも40デシベルぐらいから日常生活でさまざまな不便を感じていることがわかりました。国の基準はそれとして、実際生活している地域では、さまざまな不便を感じていることへの対策をどう考えていらっしゃるかお尋ねします。

以上、3つ。町内での要約筆記養成講座が開けないか、聴力障害者に配慮した自主防災組織の育成、軽中度の難聴者への対応について、お答えをお願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最後の40デシベル以上を対象にした難聴者対策については健康福祉課長の方から、今の現状を踏まえて運営の考え方について御説明をさせていただきたいと思います。

最初の、これ、去年の10月ごろの広報で、実はこういったコミュニケーション支援事業についての補正を、去年の9月で補正をして、10月の広報で周知をさせていただいたんですが、実績がないということで、これからまだまだ、周知が決して十分ではなかったのかなという気がいたしております。また、その中で、今の手話奉仕員の養成講座あるいは要約筆記の奉仕員の養成講座、これについてももしっかり広報等を通じて呼びかけていきたいというふうに思っております。今、今年度から手話奉仕員の養成講座1名、町の方も派遣をいたしまして、今そこら辺のところは基本的な対応ができるように今させているところでございますけれども、こういった養成講座に参加できるように呼びかけていきたいというふうに思っております。

それから、災害時の対応、避難所への誘導等、第一義的にやっぱり地域の、そういう意味でも自主防災組織の重要性というのが言えるかと思いますが、あわせて、今日も先ほど言いましたが、災害時の要援護者支援マニュアル、これの策定を今、今年度いっぱい目指して、今、努力しておりますので、そこら辺の要援護者といいますかね、に恐らく該当する、そういう方々の対応策ということも、このマニュアルの中で対応策を示していけるように努力をしていきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） それでは、ただいま40デシベル以上のような、大変生活に不便を感じておられる中度の難聴者に対します対応について、今後どういうふうにしていくのかということでございます。

御案内のように、軽度の方が20から40デシベルということ、それから中度の方が40から60というようなことでございますけれども、40デシベルから60ぐらいまででございますたら、会議等々でかなり聞き取りが難しいというふうなことを伺っております。当然私どもの窓口にはいろんな方がいらっしゃいます。なかなか聴覚障害の方は外見で判断ができませんので、ずっと待っておられるというようなこともあろうかと思えます。また、聞くところによりますと、病院等では名前を呼ばれるのに、いつ呼ばれたかわからないので最後まで待たされたというよう

なこともあるかと思います。

できるだけ本町におきましては、そういったことがないように耳のマークを設置したり、それから私どもの課には手話通訳等々の奉仕員もおりますので積極的に働きかけをしたいというふうに思っております。直接窓口の方に来られた場合につきましては筆談等でできると思っておりますけれども、会議等におきましては、身体障害者の手帳がなくてもよろしゅうございますので、そういった、先ほど議員さんおっしゃられました要約筆記の奉仕員の活用をしていただいて、そういった、町がよくなる、喜ばれる、そういった町にしていきたいなというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 先ほど町長が手話通訳のお勉強に去年1名、今年ですか、1名行かれたというお話でした。聴覚障害者の場合、聾と、それから中途失聴、難聴の方というのは大きく言語が違うんですよ。聾の方は、日本語を取得する前に耳の聞こえなくなった方ですから、日本語とは全然違う、手話というのは日本語とは違う言語なんです。日本語は第2言語、その方たちにとっては第2言語になるんですけど、そういった意味でいろんな県レベルの講習会のときには、手話通訳と要約筆記、両方ついております。これは、聾の方と、それから中途難聴失聴者の方と言語が違うために両方がついてらっしゃるんですよ。手話においては、ちょっと私たちよくわかりませんが、要約筆記の方は、同じ講演を聞いていてちょっと聞き漏らしたなと思うときに、ぱっと要約筆記を見れば内容がわかるというふうに、私たちにとってもとても重要な一つの表現方法だと思うんですよ。

今、健康福祉課長が窓口で今、老眼鏡を置かれているように、耳マークを置こうかというお話もございました。耳マークというのは、耳の聞こえの悪い人はどうぞ申し出てくださいというふうに書いた耳マークの看板みたいなものがあるんですけど、そういうのを備えるのも一つでしょうし、職員に應對のノウハウ、だから聾の方と、それから中途難聴者、失聴の方というのは対応の仕方が違います。補聴器をつけておられても、雑音までひらけますから聞こえるとは限らないんですよ。そういったこともしっかりわかってもらわないといけない。もちろん一般の住民の方にもわかってもらわないといけない。そういった意味でも要約筆記の講座なんかを開くとそういった理解が進むんじゃないかなと思ったので、ちょっと今、要約筆記はどうだろうかというお話をさせていただきました。あと会議や講演会へのそういった配慮もありますし、各委員会や審議会の中に、そのメンバーに登用するというのも一つの方法だと思います。

先ほどの防災の中で、要援護者マニュアルというお話がございましたけれど、自主防災組織が一番期待したいというのは、個人情報取り扱いや隠しておきたいという本人の気持ちもありますから大変難しい問題で、その地域の人がどこまでその実情をカバーできるかというのなかなか難しい問題ですけど、その要援護者のマニュアルに当事者の声をどう反映するのかなという

のもちょっと心配というか、お聞きしたいなと思うんですけど、そういうふうにいるんな方の意見を聞きながら優しい町づくりを進めていく。いろんな道路や公共施設のつくりなどハードな部分も必要ですけど、今すぐにでも実行できるソフトの部分もかなりあると思うんです。基本的人権である情報発信権及び情報アクセス権の保障は各自治体でも取り組むべきものだと思います。今後の行政サービスの一つとしてそういった取り組みもしていただけたらと要望いたします。

先ほどの要援護者マニュアルにどう当事者の声を反映するかだけお伺いしていいですか。お願いします。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 災害時要援護者支援マニュアルにつきましては、一般的に計画として立てざるを得ないという思いでございます。ですから、これを、例えば実践する場合にということになりますと、当然地域の方々、行政もそうなんですけど、地域の方々との支援体制がどうあるべきかというのは別途、その個人の方を特定をした避難計画とか、そういったものを立てていかなければ本当の支援者支援マニュアルにはならないというふうに考えておりますので、要援護者支援マニュアルについては、当然そういったことにも配慮した記述がございますけど、現実には個別の計画を立ててまいりたいと思っております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、次の質問に移ります。同じような質問を淵上議員がされましたので、ここでは簡単に触れたいと思います。

今回のテストで基礎学力は定着しているが、知識の活用力に問題があるとされています。平生小の校長室だよりを読みますと、基礎学力の向上のためには「一生懸命に練習して覚える勉強」と、「いろんなことを考え、工夫することができる勉強」、この2つをととも大事にしてやっつけていかないといけない。だから、理解の程度に応じて少人数の学習指導や中学校での教科担任制を小学校でも導入することなど校長先生が提案していらっしゃる。幼・保・小・中の連絡協議会もできておりますので、それを活用することも考えていらっしゃるようです。

この校長室だよりの最初の4月号では、本年度の合言葉は「あそべ」、「あ」はあいさつ、「そ」は掃除、「べ」は勉強と書かれています。家庭の元気応援キャンペーンのスローガンは、「早寝 早起き 朝ごはん、本を読んで 外遊び、みんな仲良く 今日元気」とあります。

5月号では、その本年度の合言葉の「あそべ」を「明るいあいさつ、掃除を熱心に、勉強の基本は人の話を静かに聞くこと」と具体的に書いておられます。5月の連休中に本を1冊読むことを子供たちに話したのよというような話もしてあります。

最新の11月号、もう12月号は9日付ですから出ていると思うんですけど、まだそれは見ていないんですが、その中に全国学力調査についての記述もございました。これは、窓原校長先生の

気持ちではなくて教育新聞の方に載ってた記事を、全国連合小学校長会会長の話の抜粋を載せておられました。

今回の調査は、先ほど教育長も話されましたように、家庭での学習状況の調査も行っています。それにより子供の学習環境や生活習慣と学力の関連性について分析しており、家できちんと宿題をする子が点数が高い、朝ご飯をきちんと食べる子が点数が高い、毎日、本を読む子は国語の点数が高いなどと分析しております。考えればごく当たり前のことなんですけれど、この当たり前の環境が崩れているというのが今回の調査結果の中にも出てくるのかなと思います。

それを踏まえて、今回の調査結果を教育委員会としてどんなメッセージを学校や保護者、そして地域に送られるおつもりがあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） この学力の実態の分析と、それからそれをどう生かしていくかということだろうと思います。

まず、学力というのを考えてみますと、よく言われるのが知識、理解、能力、それから技能、そういう能力の、狭義の意味で私は学力ととらえておりますが、先ほど洲上議員さんもおっしゃいましたように、むしろ広義の意味の、広い意味の学力、例えば感動、共鳴、熱意、創造性、そういうのがいっぱい入ると思います。そういう面におきまして非常に、先ほどAとBと言いましたけども、Bの方の、今の広義の意味の学力においては、ややちょっと日本の子供たちは少し、もうちょっと頑張らんにゃいけんというような結果も出ております。

そういう形で、今後広い意味では、広義の意味の学力向上に向けて、町教育委員会としてどういうふうに支援していくかということになります。具体的には、細かい部分で、これは基本的には学校の方が細かい部分に触れて、その部分で具体的な方針というのを分析して方針を決めていくと、いくに任せておるわけですけども、こちらの方でこの報告も、第1回目の報告も来ております。

そんな中で、例えば、これは基本的に非常に、今のAとBの差が非常に大きいというのが基本なんですけども、その中でもやはり、地方に全国レベルに比べて優れている点、こういうのも何個か上げております。先ほど申されました朝食を食べる割合とか、寝る時間も決めているとか、起きる時間を決めているとか、あいさつとか、こういうふうな早寝、早起き、朝ご飯なんですけど、これがもう15ポイント以上、平生町の場合は優れております。これは非常に地域の方あるいは家庭での生活基本習慣はできているというようなことを思います。

それから逆に、改善点としては、テレビを見る時間、ゲームに費やす時間がかなり長い。これが、この辺が非常に平生町の、これがいいか悪いかというのは、またそれは別問題として、非常に全国レベルに比べて長いというような、この辺と学力の問題、知識、理解との能力の問題、こ

の辺もかかわってくるんじゃないかと。こんなのは学校も中心にして、私どももいろんなあ
るごとに、こういう家庭への呼びかけもしていきたいと、こういうふうに考えております。あと、
いいですかね。

以上です。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、全国のレベルを超えている部分とテレビ、ゲームが長いと
いう指摘がございましたけれど、こういった生のデータあたりを皆さんに知らせることによって
いい教育環境が整うのではと思います。ですから、ちょっとこういった機会、学力テストがあっ
て今それに注目されているような機会に、もう学校や保護者、生徒はもちろんのこと、地域の方
にもいろんな呼びかけが考えられると思います。学校の先生方もしっかり頑張っていられ
ますけれど、教育委員会としてはどういうふうに、そういったものを取り組んでいくとかい
うお話も、先ほどのメッセージもどんどん発信されながら、でも、先生方の仕事はこれ以上
に増えないように守られることも大事だとは思いますが、先ほどの広義の意味の学力とい
うお話がございましたけれど、結局家庭の環境を整えることも、先生と、それから保護者
とのいろんなやりとりが十分必要になってきます。顔の見えるやりとり、そのあたりに
力を注いでいられればそのあたりのこともお伺いしたいと思えます。やっぱり顔の
見えるというところが一番だと思いますし、また地域に開かれた学校にするために、
校長先生は学校の開放を試みたり、いろんな募金活動、その他いろんな各地の事業、
お祭りなんかも積極的に顔を出していらっしゃるのを十分私も知っておりますけれど、
そのことも住民の皆さんにお知らせすることで、学校のこういった取り組みに対して
後押ししようじゃないか、平生の子は私らの子よというような醸成、気分の醸成とい
いますか、そういったのも教育委員会に課せられた使命ではないかと思うのですけれど、
そのあたりのことをよろしくお願いします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 最近、モンスターペアレンツとか、非常に失礼な変な言葉がは
やっております。その前はモンスターティーチャーとか言われて、お互いに先生が悪い、
保護者が悪いとか言っておったのでは、一番の、私は被害者は子供だと思っております。
そうじゃなしに子供を、その子供たちをよくしていくためには、学校と保護者が一体とな
って、一緒によく話し合いながら、協議しながら子供のために何がいいかというのが
話し合うのが私は一番だと思っております。そういう面で、今、議員さんがおっしゃ
られたような地域に発信、保護者に発信、学校に発信というのが我々の使命だと思
っております。今後とも御協力よろしくお願いたします。

以上です。

議長（田中 稔君） よろしいですか。

.....
議長（田中 稔君） それでは、ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時04分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 河藤です。よろしく申し上げます。早速ですが、通告どおり2点ほど質問させていただきます。

まず初めに、ぬくもりのある平生町の安心安全について。災害時の対策強化は進んでいるかお尋ねいたします。

6月の定例議会で、一般質問の際に災害時の対策について質問をさせていただきました。その際、さらなる対策強化、オフロード2輪の導入の検討などをお約束いただいたと理解しております。さきの町長のお話の中にも、異常気象で今年の冬は大雨や大雪の予測があるということで、対策の強化は安心安全な町の基本の一つだと思います。災害対策についてベースの部分、根幹部については、吉國議員の質問に対する答弁の中で詳しくありましたので、今回はこの半年間の間に災害時の対策で強化された点があればお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 6月に、議員御指摘のように、オフロード2輪車の活用等も考えたらどうかという提案もいただきました。けさ、吉國議員の災害対応についての質問の中でお答えをさせていただきましたけれども、今年の11月22日の職員参集訓練におきまして、もちろん職員の参集ももとよりでございますが、同時に今回は、いわゆる自動車が、地震が発生をして自動車が通行できない。そういう山間部に負傷者が取り残されているという想定のもとに、機動性のあるバイクを活用しようということで、御承知のように、いろいろ防犯パトロールで協力をいただいておりますウイングパトロールの皆さんに協力をいただいて、今回、こうした訓練を実施をさせていただきました。保健師と一緒に、このバイクと一緒に同乗して救急箱も一緒に持って応急手当をするという、一つの機動性のある、そういう対応がとれるようにということもあわせて今回の職員参集訓練の中で取り組みをさせていただきました。これから、かなりそういうことも大事になってまいりますから、ウイングパトロール隊とはこういった、先ほども言いました災害時の対応についての協定書等もこれから交わさせていただこうというふうに思っております。

それから、8月以降は、今日午前中、答弁をさせていただきましたけれども、いろんな実践的

な図上訓練をやったり、それぞれの地域における自主防災組織の皆さんと一緒に訓練をやったり、かなり実践的な訓練を含めて町の方も取り組みをさせていただいておるといふふうに思っております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 再質問です。

災害時の対策強化の進捗状況ですが、オフロード2輪の導入など、これ実現すれば、先ほどお話ありましたように、車や徒歩で行くには困難な場所に対して迅速に物資を届けたり、救助に向かうことが可能になったり、災害時の不安が少しでも解消されるのではないかと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いたします。

また、ウイングさん、ボランティアの方に頼り過ぎるのもいかがかと思いますので、体制を整えば、職員の方も2輪の免許を持っていらっしゃる方がいれば、ウイングパトロールは練習場も持っているそうなので、時間等何かありましたら、行って技術を磨かれて一緒に協力できるところはやっていかれたらいいと思います。よろしくお願いたします。

そこで、あともう1カ所、災害時の不安の大きい地域があると思います。そこは佐合島です。オフロードの2輪でもさすがに海の上や底を走ることはできません。佐合の方も安心できるような対策をされていましてらお答えいただきたいと思います。

また、先ほどの吉國議員の答弁の中に危機管理の研修、図上訓練ですかね、そういう訓練等の研修等の評価をされているのか。評価と、あと課題などまとめているものがあれば教えていただければなと思います。よろしくお願いたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

佐合島は、確かに島嶼部ということで、一つの大きな、本町にとってもポイントであります。そういうこともありまして、今までかなり佐合では実際に、初期消火が皆さんで、地元で対応できるような体制の整備、それから実際の訓練、それから、これ昨年だったですかね、県警のヘリを来ていただいたの実践的な訓練と、かなり佐合においては、こういった災害を想定をした、今日までいろいろ体制の整備といいますが、そういうものも取り組まさせていただきます。人的な面でも、日ごろから気をつけていただいたりする方もちゃんと決めて、そういう体制をとってきておるところでございます。もし、あれでしたら、総務課長の方から補足説明をさせます。

それから、評価と課題といいますが、まだこれから、まだまだ今日もありましたように、広域での対応等を含めた今後の実践的な考え方、対応、こういうものも一つの大きな課題でありますし、これはもうどんどん、常にやっていかなければいけないし、今、我々としてもいろいろイントラネットを中心にした情報ネットワークを整備をさせていただいておりますから、この辺の活

用のあり方等々も実践的にこれから生かしていかなければいけないというふうに思っております。さらには、今日も申し上げました一連のマニュアルを、今、年度末に向けて頑張っておりますので、こういったマニュアルの策定等々、この問題については安全安心の町づくりの一番ベースだというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） それでは、災害時の離島対策について、少し補足をさせていただきたいと思えます。

人的には、島に看護師あるいは保健師の資格を持った方がいらっしゃいますから、こういう方々をアイランドヘルパーという形で委嘱をし、災害時のけが等に備えて、そういった知識を生かしていただきたい。当然本土からの救急体制が整うまで、その方に島の人たちの状況、体調等の管理もお願いをしたいというふうに体制は整えております。さらに、離島でございますから、もし火災ということになりましたら、すぐ消火に駆けつけるわけにもまいりませんので、もうこれは島民の方々が自発的に初期消火設備を整えたいという希望がございましたので、年次的に、ちょっと何年かははっきりは申し上げられませんが、3年前から、あるいは4年前に宝くじの助成事業を使いまして、消火栓等ございますから、そこに初期消火設備、簡単なホースを装着して放水できるように、そういう設備も整えております。

危機管理研修のまとめということにつきましては、8月に行いましたのは全庁挙げて、班長以上の職種を対象にやっておりますので、防災担当課のみならず、こういう形で、今後はOA機器も使った対応がとれるという基本的な、基礎的な知識については習得できたと考えております。ただ、1年に1回程度の研修では、いざというときに本当に機能するかどうかということもございますから、今後においてできる限り、そういう面では職員のスキルの向上等、能力の向上を図っていければというのがまとめでございますし、やはりハザードマップといしまして、災害が起きたとき、水害が起きたとき、どの程度の被害が想定できるかということについてもパソコンを使って図上訓練をしておりますから、現実には町内のある箇所、どのような災害が起こり得るかということについては、先般、田布施町の灸川等でそういう地図ができておりますけど、平生町におきましても、恐らく新年度において県の指導のもとにでき上がってくるんじゃないか、でき上がるというか、取り組まなければならない緊急の課題であるというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 昨年、ヘリによる訓練とかも行われたようですけども、平生、漁師の方もいますし、船もたくさんあると思うんですね。その方たちにも、この前の2輪同様、そういう方法も導入を検討されてはどうかと思います。そういう島の対策も強化されて、平生町のどこに住んでいても安心して暮らせるよう、災害時の対策だけでなく、あらゆることに対し

て町民の立場、町民の目線で取り組んでいただけるようお願いいたします。

続いて、2点目に移りたいと思います。町の行事など多くの場面で、おはようのあいさつと同じくらい頻繁に聞かれます「協働のまちづくり」についてお尋ねいたします。基本的な質問で申しわけないのですが、この言葉の意味と、町が目指すところをお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、町の、今日も午前中も出ておりましたが、進めておる基本的なコンセプトと申しますか、大きなテーマ、協働のまちづくりということで今取り組みをさせていただいております。改めて言うまでもありませんが、住民と行政がそれぞれの立場を認め合いながら、尊重し合いながら対等の立場で協力して将来のまちづくりを進めていこうと。これを協働のまちづくりというふうに位置づけております。

というのも、ややもすれば最近の傾向として地域の連帯感、つながり、こういうものが希薄になって、地域の活力が低下をするというような傾向が、これはもうどこもそうではありますが、そういう状況があるという、一つの種類の、そういうものに対して我々も一つのまちづくりというものを進めていく前に、行政が主導でまちづくりを進めていくということではなしに、以前は市民、住民の参加というようなことがよく言われましたが、それぞれの住民が意思を持って町政に主体的に参加をしていく。そしてまた、一緒にまちづくりを担っていくと。これは町の行政だけでまちづくりを進めていくということは到底できないわけでありますから、考えてみればごく当然のことでありまして、担い手は、当然住民が担い手になっていくわけでありますから、お互いにそこは知恵を出し合って、あるいは力を出し合って協働でまちづくりを進めていこうと。

ややもすれば昨今の、いってみれば行政改革と申しますか、財政の厳しい状況あるいは行政のそういった改革等々で、いってみればそのしわ寄せで協働のまちづくりというふうに言われるのではないかなというような傾向が聞こえることもございますけれども、もともと、今申し上げましたように、まちづくりというのは本来そうやって行政と地域住民の皆さんとが一緒に力を合わせてまちづくりを進めていくというのが基本だというふうに思っております、町が一方向的に指導していったって、あるいは行政の立場で、行政主導でまちづくりを進めていくということには、こういった時代、なかなかもうならないということでありまして、その点は基本的な考え方とすれば、協働のまちづくりということは、それぞれが知恵と汗を出しながらやっていこうと、こういうことで今提案をさせていただいております。

具体的には、今までもそうですが、地域の力発揮事業、一つの典型的な例でございますが、地域の皆さんから主体的にやっぱり事業や取り組みについて御提案をいただきながら、しっかり行政と力を合わせて取り組んでいこうと、こういうことで一つのまちづくりに対する住民としての

住民なりの、また充実感なり満足感、こういうものも一方で持っていただいて、お互いにそのことが評価し合えるようなまちづくりにつなげていければというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、この言葉のもとで行われている行事などにおいて、時間も労力も惜しまず、地域や子供たち、お年寄りのために積極的に主体的にボランティアへ活動されている方々がたくさんいらっしゃいます。その方たちのおかげで成り立っている町の行事もたくさんあることは、執行部の方々も皆さん認識してらっしゃると思います。財政難の中、行事にかかる経費は削減され、厳しい運営状況の中にもかわらず、平生町のため、子供たちの笑顔のためにと温かい気持ちで協力して支えていただいております。秋の行事に参加した際、その方たちの中で、「はあ、やっちょれん」とか、「これじゃ平生も終わりじゃのう」というような言葉を何回か聞くことがあったんです。もうとても残念なことです。しかし、今町長の答弁にあったような、本来のこの言葉の意味のもとで行われていけば、ボランティアの方をこんな寂しい気持ちにさせることはあり得ないと思います。何かどこかに問題があるのではないのでしょうか。再度町民や職員に対しても、協働のまちづくりの意味と目的を再度知っていただいて、ぬくもりある平生町実現に向けて取り組んでいただけるようお願いいたします。また、あり得ない話とは思いたいのですが、ボランティアの人は好きでやりよってんじゃけえと、そんな最低最悪の発言をされるような方はいらっしゃいませんよね。お答えをお願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ありません。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 安心しました。

最後になりますが、私の住んでいる地域の方の言葉に、うちく5%、行動95%という言葉があります。町民のためにぬくもりある平生町を目指して、ぬくもりある平生町を実現していただくことを願ひまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

議長（田中 稔君） 次に、岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、質問させていただきます。通告のように、市町合併についてお伺いいたします。

市町合併には、町長も意欲的に取り組んでこられていますが、1市3町の合併ができなかったのはどこに問題があったのでしょうか。また、合併が行き詰って以来、町長として何らかの動きをされてこられているのでしょうか、その結果、どこまで進んでいるのでしょうか。また、平生

町をどのようにしようとお考えなのでしょうか。具体的にわかりやすくお答えください。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 合併の、1市3町の合併が行き詰って今日に至っておるということでございまして、この背景は、考えればこれ、きりありませんが、もろもろの要因があったというふうに思っております。全体には我々としてもぜひいまちづくりをしていこうと、こういうことで、この取り組みを、合併の協議を開始をして、この行き詰った時点で広報でも私の考え方、どこに問題があったのかということも申し上げさせていただいて、平生町としての、町としての立場、考え方、こういうものも整理をさせていただいてまいりました。このことは町民の皆さんにも明らかにさせていただいております。当然、まちづくりをしていく上でお互いの合併という一つの手段を、本当にメリットがあるような形にしていって、地域の本当に住民が住んでよかった、合併してよかったと言えるまちづくりにつなげていかなきゃいけない。ここのところの基本的な認識といえますかね、これが十分いろんな会議を通じて、町民懇談会等も通じながらお示しをさせていただいてきたつもりでございます。かなり時間的な制約の中で、いろんな経緯がございましたけれども、これはどこがどうということではなしに、やっぱりみんながまとまっていくということについてのお互いの共通の認識がまだまだ不十分だったのではなかったかなというふうに受けとめておるところであります。

そして、そういう状況の中で、御承知のように昨年までは田布施町を含めての、また合併に向けての模索をしていくという動きがぎりぎり展開をされてきまして、今のところそういう、この圏域でいえば1市1町の、柳井、大島の合併で一応今、終わっておると。県の合併構想等もございいますから、そういう意味から言えば、この地域全体が大きくまとまっていく、その第1段階、第2段階あるかもしれません。あるかもしれませんが、いずれここがしっかりまとまっていかなきゃいけないという構想を前提に、我々も次に本当に大きくまとまっていける状況を考えていこうと、こういうことの立場は今日まで申し上げているとおりであります。したがって、いろいろ柳井地域とこの地域でも温度差があります。考え方の違いもある。御承知のように、もう、今のところ、新市の建設に柳井市さんの方も全力を挙げていくと、人的あるいは財政的な余裕がなかなか今ないんだというようなことも公式におっしゃっておられるわけで、そうは言いながらも、この地域全体がやっぱり大きくまとまっていくということは、これは大事なことでありますから、いろんなこれから将来の地方分権ということが言われておりますが、やっぱり分権の受け皿論というのが、これから恐らくまた出てくるだろうというふうに思います。

やっぱりそれなりの、もちろん人口なり、基盤なり、こういうものがある程度のまとまった基礎的な自治体というものが、恐らくこれからもその議論になってくるだろうというふうに思っておりますから、そういうところに向けて、今は我々がまずこの身近なところからしっかり連携が

とれるように、熊毛郡内の連携を密にしながらか歩調をあわせて対応していけるような状況を培っていかうと、こういうことでの今機運を引き上げていくために今日までいろいろ努力をさせていただいておると。

具体的に、今こうですよということを示していけるような、今状況というのはまだ当然出ていないわけでありましたが、しっかり、これはそれとして努力をしていかなければいけないだろうと。だから、町の基本的なスタンスはかわっておりませんし、またやっぱりそこに向けて、お互いにいろいろあっても努力をしていくということが今の我々に課せられている課題だというふうに認識をいたしております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） いろいろ協議されておられると思いますが、他町との合併は現時点では到底できないように思われます。

今までに、合併されたところからはよい話は聞こえてきません。財政は、合併をしてもしなくても苦しいのは五十歩百歩かと思います。合併は、国の方針だからとか、特例措置を期待して全部が合併しますと特例措置も特例でなくなる可能性もあります。我が町には、近隣にはない国際港や自然の美しさのある空き地また文化などがあります。これらを活かした町づくりを進めることで、個性のある町を目指し、また並行して財産面では広域連合で事務処理をする方法等があると思われませんが、町長のお考えはいかがでしょう。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 個性のある町づくりをということでございます。

合併をしたところは、なかなかやっぱりしても大変と、今年も私も今全国の町村大会、それから道路から含めていろんな全国の市町村長、首長の会合にも出てまいりました。

結局、今1,252の団体が地方公共団体が、1,252町村が合併をしなかって今残っているという状況で、したところの、大きくまとまって、例えば周防大島町みたいに町のところもあるし、それから市になったところもあり、大体、政府の対応に対するの怨嗟の声が満ちあふれていたと。地方交付税、特に交付税対策について話が違うと、算定替えの話は一体どこ行ったのかと、保障するというようなことで、いろんなとにかくこの平成の大合併の検証をちゃんとやれというのが大きな一つの声でありました。

それはそれとして、やっていくことになると思いますが、今私が申し上げましたように、こうした将来、まだ道州制も含めていろいろこの国のあり方、それから県のあり方含めて、今後の地方分権を本当に分権型の国のあり方を目指していこうとすれば、地方主権でなければいけないと思います。地方分権というか、地方主権といった方がいい。

それから、本当に道州制にするのであれば、連邦制みたいに、そこに課税権まで持たせて、あ

る程度の主体性を持ってやっていくというぐらいの形にする。そのためには、基礎的な自治体もある程度の一つの姿というものを、あるいは権限なり、財源なり、こういうものをやっぱり持つてこざるを得ないだろうというふうに見ております。

したがって、当面は我々も今こういう状況ですから、いろんなそれぞれ各市町状況があるわけですから、その中で、しっかり行財政改革もやりながら、私はこの今回の合併問題がうまくいかなかった時点で一早く町の職員にも申し上げたのは、これは合併をしてもしなくても、ちょうど三位一体改革と時期を同じくして、そういう状況でした。合併したところも、すれば何とかなるといことじゃない。恐らく、合併しても大変、合併しなくてもまた大変、合併しようとする規模の大きい小さいは財政規模ありますが、やっぱりそれはそれでしっかり違いはあっても行財政改革を避けて通れない、だからここは思い切ってやっぱり我々も行財政改革をやっていこうと、こういうことでこの取り組みをさせていただいた。

そうしてやりながら、やっぱり次を展望していく目標を持ちながら、少しでも足並みを揃えていきながら、広域行政の実績を積み上げていく。こういうことが、やっぱり今我々に課せられた課題だろうというふうに思っております。

当然、合併というのは、一つの町づくりのためにやるのですから、おっしゃるように個性豊かな、個性のある町をしっかりとつくりながら、お互いに持ち味といいますかね、それぞれのいい持ち味を持ち寄って、そしていい町をつくりたいと、これが合併の本来のあるべき姿だろうというふうに思いますので、御指摘のように、個性豊かな町を目指していきながらも、同時にやっぱりそれはそれとして現実の問題として我々は取り組んでいかなきゃいけない。

同時に、そういった将来をにらんだこれからの取り組みについても、すぐ短兵急にいろんな成果云々ということにならんかもしれませんが、やっぱりこれは地道にでもひとつの努力をして、お互いに連携しながら広域で対応していかなきゃいけない、今回の休日診療所の問題にしてもそうですが、そういう形でやっていかざるを得ないような事例もあるわけですから、これはこれとして、しっかりお互いに連携をしながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今言われましたように、魅力ある町づくりをするのもやはり町長のお考え次第だと思います。平生町民のために、ぜひリーダーシップを発揮されることを切に希望します。よろしく願いいたします。

では、次に2点目の町財政について御質問させていただきます。

当町は、隣接市町と比較して、総体的に決して悪い財政状況ではなく、むしろよくコントロールされていると思います。しかし、過去からの決算状況の推移を見ると、将来にわたり安泰とは決して言えない状況です。財政力指数は、年々悪化の一途をたどり、経常収支比率はほとんどの

年度で90%を超えています。しかも、年度ごとに悪化の傾向にあります。

地方債の残高も、特別会計をあわせると135億円が18年度末の数字です。これは平生町民1人当たり約100万円になります。今年度基金は底をついています。今までさえ、健康保険事業勘定、老人医療勘定及び介護保険事業勘定など、高齢者関連の特別会計の膨張は一般会計への負担圧力としてますます強くなると思います。

経常収支改善策として、当たり前のことですが、収入を増やし歳出を削減する、収入の増について上限はありません。現状の収入額を工夫次第で幾らでも増やそうと思えば理論的にはできるわけですが、歳出の方は現行の額を半分にすることさえできません。今後の高齢化社会の伸展につれて、当町の財政力も放っておけば、年々悪くなりこそすれ、よくなることは到底考えられません。

そこで、質問します。まず、収入改善について、今考えられる最善の策は企業誘致だと考えますが、阿多田への企業誘致はどう画策し、どこまで進んでいるのでしょうか。そして、今後どのようにしていけるのかお伺いいたします。

また、歳出削減策については、次のような策、6点について、どこまで実行しておられるのか一つ一つ御答弁をお願いいたします。

1点目は、委託契約の見直し、長期の契約を締結するのではなく、短期の契約とし、それも競争入札とすると、電算機等の業務委託、予算書を見る限りでは不明な点がありますが、電算機の操作まで委託していませんか。他の町との価格比較はしていますか。委託分を内部に取り込むことによって経費の削減はできませんか。

2点目に、ソフト設計の共用化、ソフト開発には膨大な費用がかかるのが通例です。よくある例が、同様なソフトを利用する団体が共通的な仕様をつくって共同購入する方法があります。後々のメンテナンスも含めて、共同購入することにより格段に価格低下できます。例えば、戸籍電算システム、後期高齢者医療電算システム、町税計算、住基ネットシステム等々、他町と基本的には何ら相違がないシステムと思われるので、仕様の共通化は可能でしょう。同じメーカーなら、仕様が同じである限りソフトは同じです。共用アウトソーシングというのだそうです。納入数が多いメーカーほど安くなるはずです。当町はどうしておられるのでしょうか。

3点目は、都市計画基礎調査、測量設計等の委託、町職員ではできないのでしょうか。できないなら、技術上の問題なのか、また人員不足のためでしょうか。

4点目、企業では一般的に行われている人事考課制度を導入するつもりはないのでしょうか。定期昇給は、勤続年によって機械的に上がっていく仕組みなのでしょうか。同率の定期昇給の恩恵にあずかるというのは、公平なようであって実は公平ではないと考えます。

5点目、職場の機械化を図って人員の効率化を行う等の抜本的かつ組織的な作業設計をしない

のでしょうか。機械化によって、人事効率アップをし、委託作業の内部を取り込み、また人事考課によって職員のスキルアップし、委託作業の内部の取り組み等です。

6点目、民間への移管。つばさ保育園の例があり、同保育園は決してサービス低下にはなっていないと思います。その他、赤字経営でかつ民間移管できるものがあれば、移管を進めるべきだと考えますが、どうでしょうか、お願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 順次、お答えをしていきたいと思います。

歳入改善策ということで、本町の予算・決算状況を踏まえながら将来の高齢化社会をにらんでの社会保障関係費等の動向、こういった傾向を踏まえて今後町としての財政の確立、大変だということで、この辺の認識は共通でございまして大変厳しい状況が続いております。

そこで、歳入の改善策として企業誘致ということでございまして、今日も午前中申し上げましたように、例の風力についても、これも一つの企業誘致だというふうに我々は受けとめて先般の進出協定を交わさせていただきました。6基新たにここに増設されるということで、固定資産税等、直接これは今のところ1基について3,600万円、これは17年が期間でございすけれども、トータルでいえば7基あるわけですから約2億5,000万円程度の、恐らく固定資産税という形になるかと思いますが、特にそれでなくても、今大体約2万人弱ぐらいがあの大星山に人が訪れております。

したがって、そういった意味でも一つのシンボルとして大いに活用させていただきたいなというふうにも思っているところでございすし、阿多田島の関係につきまして、これは引き続き我々もいろんな町にゆかりのあるところ、企業、それから県のいろんな企業立地推進室等々と連携をとりながら誘致活動に今取り組みをさせていただいておりますが、県においても以前このちょっと議会でもお話がありましたけれども、ホームページで全国に紹介できないかというような話もございました。

県においても、この阿多田の地区を用地として掲載をしてもらえというようなことで全国発信、これまたしていけるというふうに思っておりますので、一つ一つできることをしっかりやりながら、この企業誘致についても取り組んでいきたいというふうに考えているところでございす。しっかり、PR方を含めてやっております。

それから、委託契約の関係でございすますが、契約について長期契約ですが、単年度契約で契約が同一ですとずっとやっていく場合と、最初から複数年で契約をしていく場合と2つあります。

複数年での契約というのは、もう条例で限定がされておまして、契約対象が電算機を借り入れる契約、機械警備業務にかかわる契約、これらに限定をされておまして、事務的かつ経済的に有利であるという判断、警備業務の委託等については5年の複数年契約をやっておりますが、こ

れは今までの単年度でやっていたときに比べて約100万円ぐらいメリットが出てきておるといような面もございます。

したがって、契約については基本的にはやっぱり単年度でやっていくということが基本でありますけれども、契約相手の見直しをしながら長期でやった場合が有利ということになるのであれば、複数年契約によって有利な契約と、この辺は、状況をしっかり分析をしながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、電算業務について、日常のいろんな取り組み、データの入力とか窓口とかのシステムの操作については、これはもう担当で今やっておりますが、専門的な技術や経験が必要なもの、あるいは大量処理等の本町の今の体制では対応できないものについては、これは委託をしておるといことでございます。これも、一度、平成16年度に電算システムの完全自己導入ということとはどうかというので、一生懸命これは町を挙げて検討したことがあります。実際に、そういったノウハウを持った人材から器機の購入から何からというのをこの全部試算をしますと、むしろその方が当時の試算で約5,000万円ぐらい高くなるというような結果が出まして、当面こうした現行の運用方法で継続していこうと、こういう結論を出したのを今覚えておるわけですが、それを踏まえて、今対応がとられているということでございます。

それから、ソフトウェアの共同開発でございますが、この窓口申請等の電子申請システム、これはもう既に全県下で共同で取り組んでおりまして、システムの運用をやっておるところであります。メーカーの既存のパッケージソフトがあるのですが、これを本町流にカスタマイズ、改修を行って導入をしておると、これは今もお話がありましたように、いろんな価格についてしっかり検討しながら、より安い形で導入をしていこうということ今やっております。ソフトウェア開発そのものを委託してやることはありません。しっかり、そこら辺のパッケージも今安くなってきておりますので、そういうものを踏まえて対応しておるといことでございます。

これからいろいろこういう問題については、IT推進本部を設置をしておりますから、ここでしっかり検討しながら対応していきたいというふうに思っています。

それから、都市計画基礎調査、測量設計等の委託、都市計画基礎調査、これ5年ごとに調査をするわけでございますが、5年間のデータ収集・分析を行う作業でかなり長期間を要する、この作業に職員を張りつけると他の業務に支障を来すということで、そういった意味では、他のほとんどの自治体がそうでありますように業者に委託をして対応させていただいておると。

測量設計等でございますけれども、これ単独のやつはこれは町で対応しますが、補助の場合は国の計画や設計書、設計審査をクリアしなきゃいけない、それなりの高度な技術と測量器機、こういう物が必要になってまいります。これ必ず毎年あるというふうには限りませんので、こういった測量設計業務、費用対効果と、こういうものを考えて今委託をすべきところは、簡易なもの

で町の職員で対応できるものはやりますけれども、そうでない専門的な技術を要するものについては専門業者に委託をしておると、そういうことで対応していきたいというふうに考えております。

それから、人事考課と昇給の問題についても御質疑がありました。今まだ導入をいたしておりませんが、平成17年の人事院勧告で4.8%マイナスという新しい給料表の制定、昇給制度の導入が盛り込まれておりまして、18年から22年までの5年間にかけて実施するよというようにということで今求められておりまして、これらは喫緊の課題であるというふうに受けとめて、平成22年度に何とか導入に向けて環境が整うように準備を今進めているところでございますが、しっかり、かなり評価をしていくというのは大変な基準をどうしていくのかということもありますので、十分関係団体とも調整をしっかり図っていききたいというふうに考えております。

それから、職場の機械化、OA化によって人員の効率化ということでございます。順次、機械化といいますが、OA化を進めてきて毎年度取り組んできておりまして、建設課ではいろんな積算料金システム、庁内LANを構築をして財務会計のシステム、町民課では住基ネットに戸籍の電算化業務、教育委員会でも図書館の情報システム、こういうふうにシステム化できるところは順次取り組んできておりまして、なかなか画一的なマニュアルといいますが、システムだけでは対応できない部分がございますけれども、しっかりやれるところはそういう形で取り組みを進めておるということでございます。

それから、民営化の問題ですが、つばさ保育園の例がございましたが、これは平成12年に一応方向づけをして保育園のあり方を、あり方検討会というのを、これちょうど設置をして、その方向づけ、検討会での一つの方向づけをもってこの曽根と、まず第1段階で曽根と大野とを統合して、これを民営化すると。第2段階では、当時、今度は宇佐木保育園の見直しをしようと、平生幼稚園についても、この見直しをいしましょうと。第3段階で、平生と佐賀の2園に集約ができればというようなことを、当時12年に検討委員会での方向づけがされたところでございます。

14年から、御承知のようにこのつばさ保育園がスタートしておるんですが、いろんな保育を取り巻く環境等も変化がございますし、今の行革の大綱の中にも、これから保育園のあり方についてもさらにもう1回検討委員会をちゃんと設置をしてもう一度検討するように、検討して方向づけをしていこうということになっておりますから、こら辺の保育園のあり方についても、改めてこのあり方検討会を設置をして、どういうこれから対応していくのかということについても、総合的に検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（田中 稔君） よろしいですか。岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） いろいろ検討されておられますので、ぜひその方は進めていただきたいと思います。また、ほかの公有地、企業誘致なんですけど、私有地も含めて町とし

て企業誘致にもっと積極的に動いていただくようお願いします。

企業誘致は、どの町も同じことを考えています。今や、ほかの市や町との競争です。いかに我が町が企業にとって有利であるかという宣伝を、しっかり早く効果的にやっておかないと競争に負けてしまいます。

そのほかにも、観光事業の振興策も必要と思われませんが、来年度の予算編成の方針はどのようにお考えでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 企業誘致については、しっかり引き続いて、これはもう本当に言うまでもありませんが、大事な御指摘のようなテーマでありますので、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

観光振興につきましても、従来もこの観光振興についてしっかり民間の活力が生かしていけるような、そういう思いで観光協会あたりに対してもいろいろ今日まで、我々として、まさにこの官から民への発想の転換といえますか、そういうものを大事して頑張ってもらいたいということで今日まで話をさせていただいております。

今から、大変厳しい財政状況の中で、そういうものを踏まえて来年度の予算の編成にあたっていきたいというふうに思っておりますので、これから精査をしていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） お金も使わなければいけないところはやっぱり使わなきゃいけないんじゃないかと思えます。節約できるところは節約し、やらなきゃいけないことはやっていけないといけないと思えますので、ぜひ取り組みを早く進めていってください。

18年度の時点でも、ぎりぎりの予算状況です。今後を考えると、抜本的な対策が必要だと思います、思いは皆さんと同じだろうと思えます。みんなで力を合わせて、明るい将来をつくるために頑張ろうではありませんか。

終わります。

議長（田中 稔君） 要望で結構ですね、はい。

議長（田中 稔君） 暫時休憩いたします。再開は、2時からといたします。

午後1時52分休憩

午後2時00分再開

議長（田中 稔君） 再開いたします。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 平岡です。一般質問をいたします。

私事なのですが、先日、光市内の中学校に修理がありましてお伺いしました。学校の先生と校舎の中を回ってみると、生徒会の役員の改選期らしくて、ポスターを張っているいろいろ書いて元気にやっておりました。

また、1週間ぐらい後に行くと、済んでいましたから「済みましたね」という話をした覚えがあるのですが、ところがこの2、3日前から「選挙のときの公約と実際とは違うんだ」ということを平気で言っている議員がおりまして、あの子供たちは何を報道見て考えたんだろうかと、随分と考えさせられました。大人がこんなことで子供にちゃんと育てと、こう言ったって、これはなかなか難しいと思うんです。

それともう一つは、やっぱり町長のあいさつにもございましたが、国防のトップにある者が、本当数秒争う最高の立場にある人間が台風が来てもゴルフをやっておると、隣の国がミサイルを飛ばしてもゴルフをやっていて、これほど緊張感のない国防なのかと、これも教育上どういう影響を子供に与えるんだろうかということでも悩んで、本当ね、情けない事態がします。金が儲かればうそはついてもいいと、こういう風潮もどんどん増してきております。

かといって、こっちもそれに流されちゃいけませんので、また一生懸命、選挙のときのことを思い出しました。私は、合併について、私の考えを各所で話をしてまいりました。この任期が始まって4年間には、必ず合併の問題が横たわってくるということで私の考えをいろいろお話をし、てまいった経緯がございますから、この公約に基づいてちゃんと質問をいたしたいと思えます。

合併新法の期限が迫ってまいりました。前は、10年の時限立法で合併などというのがなかなか現実的な問題になるとは思いがけない状況で、最後の1、2年でもうマスコミから国、県を挙げての行政組織の圧力といいますかね、もう熱病のような合併ムードになりまして、新法の前段階ですね、平生町も取り組んでまいりましたが、うまくいきませんでした。

新法ができて、これは5年の時限立法ですから、もう間もなく時期が来ます。平成21年度ですから、22年の3月31日までです。ということは、もう2年ちょっとしかないわけです。そうすると、先ほど岩本議員の質問に総論的に町長の答弁がございましたから、その総論の時期は段々過ぎていくのではないかと思うのです。それで、そういった各論の時期に入ってくる状況だと思えますが、これについての町長の考えを聞いておきたいと思えます。

それと、もう一点は、片方では合併をしようという一つの取り組みは大きな政治課題になっておるわけですが、行政改革や機構改革など、いわゆる持続可能な町政の推進というスローガンがございまして、合併とは一歩も二歩も全く合併は外に置いたような、いろんな改革を目指しておられます。この整合性は、どうなっていくのかと、この点についての疑問も持っておりますから、この大きな2点についてお伺いをしておきたいと思えます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 合併に関連をして、合併新法の期限がちょうど2年余りということになってまいります。各論について、これから取り組んでいかなきゃいけない時期に入っていると。

合併新法が22年の3月までということになりますので、仮にその前に合併協議等が開催されるにしても、これはもう半年や1年、1年までにはかからないにしても、精力的にやっても相当の期間が要するという事となると、来年度あたりがこの具体的な、この新法内での前提で考えるならば一つの大きな山といえますかね。ということになるのかと思いますが、先ほど言いましたように、この合併問題というのは続いていく問題です。この新法の期限が終わればもうこれでバッテリーアウトということには恐らくならないだろうなあという、私自身はこの合併問題というのは一つの大きな町づくりの永遠の課題というふうに受けとめておりますから、そうは言いながらもこの合併新法の期限というのは一つの大きな目安ですから、我々は、取り組んでいくことに全力を挙げてやっていこうと、こういう前提でスタートをしております。

したがって、そのことはそれでやっていきます。同時に、今申し上げましたように、1,252町村がまだ全国であるわけでありまして、これから全体のあり方を考えるならば、さらなる合併に向けてのいろんな取り組みというのは、これはどういう形になるか、支援策があるのかなのか別にしても、取り組んでいかなきゃいけない課題だというふうに。1,200ある中で、本当にここで言えば不交付団体みたいなところというのはもう数えるほどで、やっぱり何とかしなきゃいけないというのがかなりの団体でありますから、そういう意味から言っても、これはやはりしっかり取り組んでいかなければいけない課題だというふうに受けとめた中で、今のこれが来ると。

したがって、それを考えれば合併新法の期限が来ると、それを考えれば、来年あたりには一つの大きな新法の期限内でのどういう対応をとっていくのかということが問われてくるというふうに受けとめております。その認識は、持っております。

同時に、であるがゆえに、先ほども岩本議員のときにお答えをしましたがけれども、しっかり我々はまず行財政改革をやりながら、足元の基盤だけは何としても持続可能な行財政の体質というものをやっぱりしっかり持っていないと、その基礎体力も何もなくなった、さあ合併をと、こういうことになれば恐らくうまいこといかないだろうと。恐らくやっぱり、お互いに合併することによってメリットが享受できる条件というのが出てこなきゃいけないわけですから、そういう意味から言うならば、しっかり足元だけはしっかりしていきながら、お互いに合併の協議ができる雰囲気をつくっていくというのは、これはやっぱり町政をあずかる立場とすれば、まず基本に置いて行財政の改革を進めていきながら、持続可能なそういう行財政の体質というものを維持をしていきながら、将来に向けてのそうしたウィングを広げていくということにしないと、足元もよれよれになってどうにかしましょうと、こういうことではなかなかいいことにならないというの

が、私自身はそういう気持ちで今の持続可能な行財政の改革をやっていながら、こうした合併問題についてのスタンスを示させていただいておるといのが状況であります。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 大変な答弁がございましたが、合併新法内での合併の取り組みには比較的慎重な考えでおられるのかなという具合に受けとって、永遠の課題だろうと、そうとられても仕方ないような部分もありましたが、あと訂正はされてはおりますが、ここにやっぱり大きな問題が私はあるのではないかと思います。

私は、やっぱり地方分権を進めていこうという全国的な今流れの中で、合併は進めて、この新法の期間内に進めるべきだと、やらなければならないと思います。そういう立場で、取り組むべきだと思います。

そうしないと、段々周りの状況を見て疲れていく、やる気がなくなっていく、こういう姿をずっと行政の姿を見て思うんですよ、何に希望を見出していかと。

それと、国や県からの事務の移譲ですよ、どんどん仕事は増えると、これはもう単位としては、それこそ県内でいえば下関市から一番小さい阿武町や上関町も同じ単位で扱って、事務が来るわけですよ。下関まで若干違うとしても、それは、耐えかねる状況が生まれてくると思うんです。したがって、チャンスとしてはこの新法内に合併を進める、このやっぱり固い決意が要ると思うんですが、この点についてお伺いしておきたい、その決意ですね、一つ。

それと、来年度からの予算編成の方針についてですが、今年は、やっぱりこれは、全然進まないはずだとつくづく今年の3月の予算の説明の文書を見て思いました。予算の編成方針なんですが、17年度から開始しました緊急平生町行財政改革プログラム、今年度の第4次行政改革大綱に掲げる持続可能な町づくりの継続、それに今度は安心・安全の町をテーマをすべてやっていくんだと、集中改革期間の5年間の3年目だという話をされて、まず第1に安全・安心の町づくり、2番目が協働の町づくり、3番目が子供たちの育成環境づくり、定住を促進する元気な町づくり、そうして持続可能な町づくりと、こういうテーマになっておるわけですが、ここには合併を目指して、先ほど、今あとから町長はつい強調された足腰をしっかりと鍛えるという点にこの19年度の方針はしっかり座っていると思うんですよ。

それは、それでももう過ぎてきたことだし、私どもも賛成をいたしましたからいいですが、来年度の予算編成からは私はこれを見直す必要があると思うんですが、21年度、いわゆる新法の範囲内で合併を必ず進めると、そうすると平生町の政策の遂行についても、それとの整合性を持った方針で臨むべきだと、そうしないと、例えば合併協議の相手に対しても、それは及び腰でやるんかと、こういうことにもなりますし、町長の今熊毛郡内の会長としての立場からいっても、それは不退転の決意で臨む、そういう決意表明をすると同時に平生町の行政や財政、こういったこ

ともそれと整合性のある取り組みをしていく必要があると思いますが、この2点についてお伺いしておきます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初申し上げたのは一般論としての合併の位置づけです。

私が申し上げましたように、この本町におかれている状況からいうならば、合併新法の期限内に今逆算してももう残されて余りないから、ここには全力を挙げて取り組んでいきたいと、これは今申し上げたとおりでございますが、財政問題を含めてそうなんです、今申し上げたようにその財政基盤だけはちゃんとしておかないと、合併協議云々ということにもやっぱりつながっていかないと私は考えておりますので、これはこれとして、しっかり基盤を安定をさせていくということに全力を挙げて取り組んでいきたい。

それから、合併の問題についても、この今熊毛郡内で何とか足並みをそろえて対応できるようにということで、機会あるごとにいろいろお話もさせていただいておりますが、かなりこの圏域を含めて温度差があることも事実です。それぞれ各町、市の実状というのもあります。

ですから、それはそれとして踏まえながらも何とか機運を上げていくべく我々として今とれる方策、どういうこういう実績を積み上げながら方策をとれるのかと、そのことをしっかり我々も全力を挙げて努力をしていきたいというふうに思っておりますので、これはもちろん町長もやりますし、町の将来を決めていく大変大きなエネルギーの要る合併です。議会の皆さんとも、そしてまた町民全体が一体となって、まさに三位一体でこれ取り組んでいかなければ成就しない、こういうふうに思いますので、いろいろ議会の皆さんとも一緒に知恵と力を出し合って、これからの時期を乗り越えていきたいなというふうに展望を見出していきたいというふうに考えておりますので、その点については、今の合併に対する基本的なスタンスというのとはかわっておりませんから、それだけは申し上げておきたいと思えます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 2点目の質問の方に対する明確な方向はなかったわけですけど、3回目ですから具体的な提案も含めてしておきたいと思えます。

合併の方向については、いろいろあると思いますが、私の提案としては現在実現可能な方向として熊毛郡内3町で合併を進めていく方向だと、これが当面の策として現実的な方向ではないかと思えますから、これについて、方向で呼びかけてほしいと思えますし、町長なりの考えをまとめて議会にも話をしてほしいと思えます。これが1点。

そうして、機を見て、いわゆる公にそういう予算を編成した時期が一番いいと思えますが、公に町長としての意思表示をしてほしいと、これが1点です。来年3月までに。

それと、来年度の予算編成のいわゆる町政の骨格を決める上で、やっぱり合併をしっかりと中

心に据えた政策課題を並べていく必要があると思います。当然、合併をするから財政はどうなってもいい、改革はどうなってもいいなどという議論をしているわけではなくて、それをしっかり見据えた正確な方向というのはできると思いますから、そういった予算編成の方針の発表になってほしいと思いますから、この2点についてのお考えを聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平岡議員の御意見、御提案ということで受けとめさせていただきたいと思います。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 2点目です。前の定例会にも、簡単ですが、プラスチック類の焼却処分についての提案をいたしました。

それ以後、ちょっと集中的にいろいろなものを調査をいたしたり、勉強したりもしてきましたので、それとちょうど旧大和町に光市と下松市のリサイクルセンターが建設をされまして、それ今ずっと行政が動いておりますから、その研究もしながら何点か提案を含めたお話をいたしたいと思います。

いわゆる容器リサイクル法が平成7年にできまして、容器の再利用という問題が随分出てきました。それに、平生町としては、この間にペットボトルの回収をこの熊南地域で始めるという一つの新法がございますが、この法律は容器包装のビニールやプラスチックについては回収してリサイクルしなさいと、こういうのが法の趣旨だと思います。

これについて、もっと真剣に考えていかなければならない問題で、特にこの間このプラスチック類を埋め立て処分をするところと、焼却処分をするところと2つがあったわけですが、ダイオキシンの問題が出てきまして、かなり焼却処分をやめて埋め立てにまいりました。ところが、埋め立てたのはいいが、もう土地がないと、そういうことでリサイクルもしながらも、焼却をするところが増えてきたというのが実状です。

私は、この容器リサイクル法の考え方に基づいて最大限リサイクルをして、それ分別収集をしてリサイクルをする。このことが大切だと思いますが、どうしても焼却処分は避けて通れないものがございます、全部分別できるわけではございませんから。それとよく問題になっておりますマナーの問題です。どれだけ分別を言っても、混ぜて可燃ごみにぶち込んでしまうと、これはそう簡単に直る問題じゃないか、それを甘えという意味ではないですけど、どうしても焼却の中にプラスチック類が入ってくると、こういった可能性も含めてございますから、一つ提案として分別収集を始めてほしいと思うんです。これは、柳井で今焼却しておりますけど、熊南総合事務組合で収集をしておりますから、ここで相談をしてくればできることだと思います。

差し当たり、可能ないわゆる容器包装類に指定する物からだけの分別ができます。これをやっ

ていってはどうかと、こういうのが一つの提案です。

それともう一つは、ごみ焼却場のことです。これはちょっといろいろ調べてもらいました。今、周東環境衛生センターで焼却をしておりますが、この炉は昭和61年に竣工して、ここからやっていますからもう耐用年数もかなり近づいております。この経緯を見ますと、138トンで24時間で処理できる焼却炉を耐用年数、当初15年間ということで61年の12月より稼働をしております。

平成11年に、先ほど申しましたようにダイオキシンの問題が出まして、ここは焼却を続けるという方向でしたから、ダイオキシン対策をして焼却を続けております。それが平成12年3月に着工しておりますが、この前の合併協議の中で、この炉の問題についての取り扱いは平成26年にはもう老朽化してだめになる、やりかえないけんようになるよという見通しを示しておりますが、できるだけいろいろ工夫して長延ばししましょうと、もしやりかえれば104億円程度になるんじゃないかという協議の中での記録が残っております。

それで、現在の焼却炉はとにかく燃やして燃やして大気中に熱を放出するという方向ですが、大都市部の焼却炉について横浜市、川崎市、ああいうところの資料を読みましたが、ほとんどが発電をする施設にして、いわゆる熱をリサイクル、ある程度分別して焼却はするがその熱も最後まで利用するという施設になっております。この近辺では、今下松にある焼却場が湯を沸かしてプールをつくる。玖珂町にある焼却場も湯を沸かしております。

ところが、私はこれから、もういずれにせよ、清掃センターの焼却炉の更新の時期が来ますが、早く取り組んでほしいと思うのが、いずれにせよ焼却処分をせんといけんプラスチック類が出ますから、高カロリー、いわゆる石油を燃やすと同じことですから、を燃やしてその熱を有効利用する施設をつくる必要があると思います。

そうすると、ある一定規模が大きさが必要だと思うんです。例えば、ごみが少ないから発電量が落ちましたということでは困ります。ですから、そういう点では今やっている柳井市の圏域だけではなく、もっと広い圏域でいわゆる公害対策もしっかりとした、熱の再利用もできるような施設を模索していく必要があるのではないかと考えておりますから、この2点を提案も含めまして町長の御意見をお伺いしておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この環境行政、とりわけビニール・プラスチック類の再利用についての提案を今2点いただきました。いずれも、これ検討していかなきゃいけない課題だというふうを受けとめております。

最初の分別収集で再利用していくということについてでございますが、御指摘のようにほとんどいいですか、どうしても再利用できない物もありますけれども、やれるところからやったら

どうかというお話でございまして、今この前も申し上げましたように、この分別収集については今担当者のレベルでも今何とか柳井と熊毛郡内で検討しようということで、今検討が行われておりますので、改めて本町の方から具体的な、例えば収集方法はどのようにしていくのか、今ありましたように町民の皆さんのこれはもう本当に協力がなければこれできないわけでありまして、こういった分別収集、さらにそれを保管をどうする、業者への引き渡しをどうしていくとか、いろんなやっぱり問題がありますから、この辺についての検討はこれから担当者レベル含めて十分検討してもらおうように、私の方からもまた指示をしておきたいと思っております。

いずれ、将来的にはそういう形で処理をしていかないと、やっぱり今のように全部燃やしてということでは、今あった熱の有効利用等含めて考えていかなきゃいけない時代ですから、この辺については十分検討をするように私の方からも指示をしておきたいと思っております。

それから、さらに広域での施設をとということで、今県の方がこれ平成20年度までであります、県のごみ処理の広域化計画ということで策定をされておまして、広域のブロック割を区割りをしておまして、この地域は岩国ブロックがあって、柳井ブロック、周南ブロックと、こういって今柳井ブロックになっているわけでございます。

したがって、この圏域での量というのは、さっきあったように138トンの能力ということで、かなり能力的にも増えるということは当面そんなに考えられないし、より大きな施設ということになると、さらに広域的な形になってくるだろうというふうに思います。そういうことに、この県の計画との整合性、こういうものも当然出てくる問題だし、新たにつくるのか、それともどこかあるところを活用してやれるのか、こういうことも含めて、やっぱり少し検討してみなきゃいけない課題だというふうに思います。

確かに、これが御指摘あったように、15年の耐用年数でいくと平成26年度で来ると、大変な膨大なこれを新設改良すれば、膨大な費用がかかる。だから、これは何とかやりくりしてやっていこうじゃないかということで、今修繕で延命化を図っていこうということであるようでございますが、これとていずれそういうことでいつまでもということにはならないと思っておりますので、この辺のあり方について県のこういった区割りとの関係も出てきますから、十分この辺についての施設のあり方について協議をしながら検討していくことになろうと思っております。

私の方からも、こういう御指摘をいただきましたので、十分指示をして、検討するように言っておきたいというふうに思います。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 分別収集について、今ちょっと難しく考え過ぎておるんじゃないかと思うんですね。今、これは隣の光市の資料なんですけど、10種類に分けて分別するんですかね、新しい施設が。これはね、やっぱりやり過ぎなんです。住民の協力がどれだけ得られる

かという、反応も含めまして疑問を持って、そうするともっと身近なことから、できることから、例えば熊南の総合事務組合で2町の簡単な説明会を開ければできるわけですから、身近なことから始めればできると私は思うんです。

先ほど言った広域化の問題なんぞは、あと運搬の問題とかいろいろ私もテーマにあるなという気もしておりますけど、いずれにせよ、熱の有効利用を図ろうと思えば高能率の大規模な施設をつくらなければ、これは図れません。

でも、収集について、リサイクルする分は身近なところからやっていけると思うんですよ。それから、とりあえず2町でやれないか、そうして収集日の問題がございます。今見ましたら、今これ光市で計画しているのはビニール・プラスチック類の収集が月2回です。数を増やすと、部屋中にごみ箱がいっぱいになるんですよ、ごみ袋が。ですから、そうしなくて、もっとやさしくして収集日については、今ペットボトルとガレキがそれぞれ日にちがありますが、比較的収集の負荷が軽いんじゃないかと思うんでよね。そういうところに合わせて、収集を袋の色を決めて収集をするとか、いろんな方向が私は具体的に考えられると思うんですが、町長は指示しておくということで、それはそれでいいんですけど、もっと身近なテーマとして提案をすべきではないかと思うんです。

そんなに難しく考えなくても、私どもいろいろ買い物してきて、食べる前にいろんな物をぼんころぼんころ、もうビニールの袋ですよ。それだけは回収しましょうと、これは比較的分別収集の練習をする意味でもいいことだと思います。そういった、ちょっと身近な方向で考えられないかどうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今申し上げましたように、周東環境衛生組合清掃センターでの取り組みもありますし、今この地域の収集のあり方もあります。

したがって、どういう形が考えられるのか、この辺を含めて、少し担当者の方にさっき言いましたように検討するように指示をしておきますので、またその辺がある程度具体化して、また示してもらって、じゃあこういうふうにしようというようなことで、検討を進めていくということにさせていただきたいというふうに思います。

議長（田中 稔君） よろしいですか。はい。これをもって一般質問を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） 町長の行政報告に対して、御存知かどうかわかりませんが、昨日も電話がかかった、前にもちょっと話が出ていたんですが、有線 ケーブルテレビ、ケーブル

が来るということとデジタル化するということがちゃんぽんに住民どうもなっているようなんですよ。

例えば沼の方で大議論になったらいいんですが、今山がバックにあるんで、今入らない。そのために有線放送を引いてお金払って入るんですよというところが平気で言われていますが、そういったことが御存知かどうか質問します。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） そういう話が出ておるといのは、今聞かせていただきました。

デジタル化が予定をされておると、今我々が取り組んでおるケーブルテレビとの関係等ございますので、この機会に、企画課長の方から少し説明させていただきます。

議長（田中 稔君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、実際にデジタル化が2011年から始まります。それと今、御存知のようにケーブルテレビをKビジョン、民間の方で補助金を各自治体、国、県出して取り組んでおります。

実は、この間の行政協力員会議でも、やはりデジタルとケーブルテレビとか、いろんなやはり皆さんごちゃ混ぜといえますか、いろんな、どういいますか、あるというもお話を、個別に聞かせていただいたことはございます。

そういったことで、今からいろいろとそういった皆さん混乱しないように、行政としてもその辺ちゃんと周知徹底していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） そうしてもらわんと、なかなかごっちゃになっておるようなんです、Q&Aでこういう問題がある、質問とか、わからんことQ&A的に文章化して、広報でもですね、ぜひそういった方向で取り組んでいただきたいと思います。

議長（田中 稔君） 要望でございますか。ほかに質疑はありませんか。藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 議案の中で、13号ですか、行政報告の中で（発言する者あり）、課制条例の件が出ておりましたけれども、この件について（発言する者あり）議案のときやりましょう。いいです。

議長（田中 稔君） ほかに、はい、淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 行政報告の中で、後期高齢者医療制度の問題が出ました。その中で、減免制度を含めても7万2,000円だと、こういう町長の報告がありましたが、人はだれでも年をとるんです。若いころは元気でやっていますが、高齢になればいろいろと病気も出てきます。そういう高齢者にやっぱりここで、高齢者に別立ての医療保険にするということは僕は何の道理もないと、こういうふうに考えているところなんですけどね。

一番問題になるのは、低所得者の問題です。その中で、年金がこれ月1万5,000円未満の人はこれは窓口納付になるわけなんです。それで、保険料を滞納したら今度の制度になったら保険証が取り上げられる、俗にいう資格証明証になるわけなんですよ。

今の老人保健医療制度、これ75歳以上の高齢者は国の公費負担医療を受けている被爆者と、また障害者と同じような考え方で保険証の取り上げが禁止をされておるわけなんです。今度、高齢者医療制度になったときに、これが資格証明証になると、こういうことはどういうふうに議論をされているのか、これは町長も議員の1人になっておられますので、その辺をしっかりとお聞かせ願いたい。

それともう一点、こういう過酷な保険徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容、これが今差別、制限をされようとしております。新制度では、後期高齢者と74歳以下の人は、診療報酬が別立てとなるようになっております。今検討されているのは、後期高齢者の診療報酬を包括払い、定額制ですよ、こういうふうにしようとしておるということですよ。これは、定額報酬ということは上限をつけるということですから、その辺で上限をつけることによって医療そのものが制限をされてくると、金持ちはいい医療が受けられる、貧乏人は医療が受けられない、こういう制度になるとも考えられるんですよ。その2点を、今どういうふうに検討されているのか、その辺のことをお聞かせをお願いをしたい。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 後期高齢者医療に関連をして、一つは資格証明の問題、それから診療報酬に伴う包括払い、別立てで今回から75歳以上の後期高齢者を対象にということで、来年の4月からスタートをいたしますけれども、特に低所得者対策といいますか、これはいろんなところからいろんな形で要望も強く出されていることも十分承知をいたしております。

特例措置を設けたり等々、今それなりの対応がとられているというふうに受けとめておりますが、資格証明の発行については、これは制度としてこれはもう一応決まっておりますから、これはこれであれですが、国保の場合もそうですけれども、まずやっぱりしっかり機械的に、形式的にいけなかったら発行するということではなしに、十分よく相談をしっかりと、しっかりと相談の体制を持とうと、これはそれぞれの市町村でできる話ですから、そういう窓口でのそういった対応というのもこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っているところであります。

診療報酬は、これは包括払いにするなどということにはこっちも言えないわけでごさいます、そういう形でこの保険料の問題なり診療報酬のあり方で、そういう形の運用がされていくことがないように、我々はこれからこの運用がスタートがスムーズに行くように、我々も議員ですから、そういう立場でこの制度のスタートに当たっては、十分そこら辺の円滑なスタートができるよう

に注意をしていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。 洲上正博議員。

議員（12番 洲上正博君） 今、資格証明証の方をあれしてね、各市町でできるとこういう答弁でしたが、やっぱり包括払いの方も、これだったら早くいったら年寄りにはよ死ね、姥捨て山になるんじゃないかと、こういう危惧も持たれるわけなんです。

その辺のところもよく議論をされて、せっかく広域連合の議会があるわけですから、その辺で議論をされて、こういうことが起こらないようにやっぱりすべきじゃないかと思う。

それともう一点ですね、もう3カ月しかないわけですね、実施に当たって。それだったらこれをどういうふうに広報なり何なりでね、PRしていくか、これも問題なんですよ。今このままの状態、2月ぐらいになってちょっと出して始まりますよって、何もまだ知らない人がいっぱいおるわけですから、町内でも。後期高齢者とは一体何だろうかと、こういう人もいっぱいおられるわけですから、そういうところの、やっぱりPRそのもの、広報関係でもちょっと早くからみんなに知らせないと、これは大きな問題になって、そこでまた例の住民税の問題じゃないですけど、そういう問題が起きてどんどん電話がかかってくる、そういうことに発展するんじゃないかと、そう危惧されますから、早くからやっぱりみんなに知らせていく。その中でまたみんなの意見を聞いていく、こういうことをしていくべきじゃないかと、こういうふうに思いますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 要望ということでよろしいですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 行政報告の中で、来年度予算編成方針を説明されたということですが、各主管課長及び班長も入っておったと思いますが、この中でどういうふうな予算編成の指示をされたのか説明をしていただきたいと思います。

また、シーリングにつきましては、どのぐらいの金額で対前年度比、漏れ聞くところによりますと、3億円ぐらいは減額をするというような指示があったように聞いておりますが、この点についてどうなのかお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 来年度の予算の編成方針については、先ほど申し上げましたように、この25日を提出期限ということで今それぞれ各課に下ろしておるということでございまして、まだ国の方針と地方財政対策が不透明であるという状況ですから、しっかりした形に絞り込んでいくというのはまだまだいろいろ難しい部分はございますけれども、基本的には一般財源ベースで先ほども説明しましたように9月で町税をマイナスにしたというような状況もありますので、20年度の収入額を見込むと、どうしても対前年度比マイナスということをやっぴり念頭に置い

ておいて進めないといけないうふうというふうに思っておりまして、ある程度の財源不足というものが発生するだろうというふうに受けとめております。

したがって、そういうことで経常経費では大体19年度当初予算をベースにして8割、80%、継続的な施策経費については90%の一般財源措置を上限という形で今指示をさせていただいております。

新規の要望については、それぞれ既存のいろんな事務事業を整理縮小することを前提に、新規の施策の対応というようなことを今中味的には指示をさせていただいております。

今回の、けさほども申し上げましたように、しっかり歳入歳出全体を見直していく中で、一体改革の実現ということを図っていくというのが基本的な考え方であります。

議長（田中 稔君） よろしいですか、はい。

そのほかには、平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 学校の耐震化についてですが、ちょっと所管の委員会がはずれておりますから、ちょっとここで伺いしておきたいと思うんですが、9月に引き続いて大体同じような報告がございました。

それで、耐震化の方向なり財源対策、この2つなんですが、私ちょっと伺いしておきたいのは、建て替えも選択肢の中にあるのかどうかというのをちょっとひとつ伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） どなたか、福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） それでは、平岡議員さんの御質問にお答えいたします。

建て替えも視野に入れておるかということでございますけれども、国の方の指導も建て替えではなくて、費用が少なくて工期も短くてできる方の耐震補強の方でやりなさいという指示が来ております。補助率の方も、建て替えですと3分の1なんですが、耐震補強の場合だったら平成22年度までに工事をやる場合には2分の1にかさ上げされるということで、今補強の方で町としては検討をいたしております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 方針が決まっておればやむを得ないのかなと思いますが、建ててもう40年なんですよ。

それと、構造上は大きな地震が来たら天井が落ちてくるというのが一番の懸念なんですよ。そうすると、かなりの補強になると思うんですよ、壁なんかの補強とは違いまして。そうすれば、それだけのお金かけて補強してあと何年もつのかと、建ててもう40年たっているわけですからね。なら、これから先の少子化社会の展望も若干ありますから、建て替えの選択肢というのは私はゼロにする必要はなくて、国はそういう、それは確かに国は今お金がないから言うでしょうけど、建て替えの選択肢もいろんな財源対策を含めて私は調査研究しておく必要があるんじゃない

ないですかね。

この点についてちょっと考えてを聞いておきたいと思う、財源対策の方からですね。

議長（田中 稔君） 福本総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 今、平生中の体育館でございますけれども、今現在と同じ体育館を建て替えますと、新築しますと約5億円ということで、かなり新築の場合でしたら費用がかかるということ、それから今の屋根、プレキャストコンクリート、阪神淡路大震災で落下したケースが何例かあるということで大変危険ということで、これは改修でなくて、屋根については新規にやり替え、鉄骨で今取り替えるということで今考えております。

ですから、耐用年数の方も補強をしますので、また新たに、それだけ耐用年数の方も長くなるということと言えるかと思えます。

議長（田中 稔君） よろしいですか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 説明されることはよくわかりますが、屋根を全部撤去して鉄骨にやり替えるとするると相当の期間、使用停止期間がありますよね。

それが、工期も短いという話でしたが、建て替えれば使用停止期間はゼロですよ、場所を替えれば。それは学校の教育上のことも含めまして、私はぜひ建て替えの選択肢は捨てないでほしいと、このように要望を持っておりますから、これは要望しておきます。

議長（田中 稔君） 要望ですか、はい。そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。 ちょうど3時から再開いたします。

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。

まず、議案第6号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第12号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 23ページの砂防費負担金300万円という事業がございますが、この内容を説明をしていただきたいんですが。

議長（田中 稔君） 23ページ、26（発言する者あり）砂防費。（「ごめんなさい、ペー

ジ間違えました」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） これは、場所は西分の万徳寺さんの近くの急傾斜の工事費ですが、県工事に対する負担金の補正をお願いするものでございまして、内容的には以前急傾斜事業をやっておったんですが、のり枠部分がクラック等ができてしまして変状を来たしておろうということで、調査費がある程度確定見込まれましたので、これの補正と、その緊急を要するところの工事費の補正をお願いするものでございます。

負担割合は、20%ということでございます。これは、今年と来年2カ年の事業でやっております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかには、はい。

議員（10番 福田 洋明君） 28ページの備品購入費でブランコが電力補助金交付金、これはひもつきではあると思いますけど、現実に佐賀の保育園にあるブランコができてすぐこれは使用停止になった、今現実動いてないですね。

だから、遊具というのは大変難しい問題が起きて、補助金でもらってつけた、すぐだめということでは、もったいないし、それはどういう、せっかく皆さんおられるんですから、永久的に使えるものかどうか。その点、余り言っははいけないと思うけど、すぐ1年つけて、来年からこれはだめ、危険ですからだめですよというブランコをつけたんでは、そこは邪魔になるだけのことであって、その点どういうブランコがつくのか答弁よろしくをお願いします。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 福田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

ブランコ、平生小学校に2組設置いたすことにしております。ブランコは、ステンレス4連式ブランコといひまして、1度に4人の児童が使える物でございます。これは、先般危険性が言われました、いわゆる箱型のブランコではありません。通常のぶら下がって揺らすブランコでございます。そう危険性はないものと思っております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。福田洋明議員。

議員（10番 福田 洋明君） たった2個つけるのに200何万円という大変立派なものだろうと思うんですけど、なぜそういう言うかといったら遊具については、現実いうたら10年もてるものが2年間しかメーカーから保証してくれないでしょう。

今度、こういう物をつけるときには、少なくとも10年なりと15年なりと保証があって、もし万が一その言い方をかえたら、その期間内に使用停止になるときには、メーカーが引き取るというぐらいの、やはりきつい購入条件をつけるべきではないかと思うんですけど、その点どうですかね。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） お答えいたします。これは、今から発注するものでございますので、そこら辺の保証等につきましては業者の方とそれの条件について、どこまでできるのかどうか交渉をさせていただきたいというふうに思います。（「金額」と呼ぶ者あり）金額は、これ設置費用がかかりますので、その約30万円くらい含めた価格でございます。定価の約9掛けくらいで予算措置をさせていただいておるものでございます。ステンレスですからちょっと割高かもわかりません。（「それに、シーソーがある」と呼ぶ者あり）ブランコが2組とシーソーが1台でございます。（発言する者あり）平生小が今言いましたブランコが2台とシーソーが1台、それから佐賀小学校がサッカーゴールが1組とゴールネットでございます。それらすべて含んでおります。

議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかには質問、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号平生町課制条例の一部を改正する条例から議案第17号平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 先ほど間違えましてから、どうもすみません。この議案第13号の課制条例ですが、この項目が要るのかどうなのかということが私は疑問に思うんですけども、現行の班制度の中で対応できないものかどうかというのが考えられるわけですが、その理由としましては現年度の収納処理体制がどうなるのか、今全協の資料を見ますと収納係が削除されておりますけれども、この処理をどうするのか、それから建設課の徴収班がそのままありますけれども、これをもっていけば、ここに全部集まればこれが要らなくなるような気がします。その辺の内容的な説明をお願いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、この徴収対策室を設置する目的でございます。2年前に県の東部地方税整理組合が解散をいたしまして、当時も徴収体制をどうするか、どのように対応していくかということを協議をいたしました。

その結果につきましては、町税について滞納分を整理組合の方をお願いしておったわけですが、それをすべてまた税務課の納税班で対応すると、さらにはほかの課の使用料、保育料にしてもそうなんですけど、そういったものについてもすべて原課で、原課といいますが、担当課で徴収をしていこう、そのための人員配置なり担当課の職員の体制の強化をしようということでスタートしたのが昨年度、18年度からでございます。

2年間、この19年度で2年間が経過するわけでございますけど、18年度につきましては先

般9月で決算認定をいただきましたが、それぞれの担当課の努力で、徴収率については現状維持、あるいは多少上昇気味の成果というものが出ておったわけでございます。

しかしながら、今年度19年度の収納状況につきましては、途中経過ではございますけど、若干、減少気味であると、成績そのものが悪いように聞いております。それは税務課、町税の収納状況なんですけど、使用料等につきましては、建設課等にあっては、水道については給水停止とか、いろいろな行政処分を条例規則の中で対応しながら徴収努力を続けておりますけど、町税そのものがそういう状況にある中で、県としても税源移譲を受けた今年度、やはり県税の収納ということについても非常に危機感を持っているということから、御承知のように、県の併任徴収制度を導入して、本町も一番で、その制度の恩恵にあやかっているところでございます。

そういった現在のもろもろの状況等をいろいろ機構改革の中で協議をして、町長も提案説明で申しあげましたように、この徴収対策室、町税、あるいは国民健康保険税の滞納整理と滞納処分、そして、水道の使用料あるいは住宅の使用料等、ほかの課のそういう使用料については、滞納整理をやっていこうと、ですから、滞納整理を一元化したい、そういった形で20年度はスタートをしたいという結論でもって、この条例改正をお願いをしております。

とはいいまして、滞納整理と現年分の、区別がちゃんと定義づけて、そこにそれぞれの徴収対策室と担当課で有機的に連携が図れるかということになりますと、かなりの情報交換をしながらやっていかなければ、なかなか機能していかないという思いもございまして、今以上に徴収連絡会議等を頻繁に開催しながら、また県の併任徴収制度の継続ということも希望を出しておりますから、県の職員のノウハウもいただきながら、徴収対策室が機能するように努力をしていきたいと思っておりますし、税務課の納税班にありましては、現在、現年分の徴収が、税務課に残ってまいます。これについては、課税班の人員強化、あるいはまた徴収対策室の連携を図りながら対処していきたいという考えで、この課制条例の改正をお願いをすることとさせていただきます。

議長（田中 稔君） 藤村政副議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 今の徴収の現状を聞きますと、課税班が兼ねるということとでございますが、課税班というのは、課税をする上において、課税客体を見つけるということが主な仕事でございますので、この辺が、納税の者に対しての消し込みといいますが、どれだけ入ったかというような処理をすることが可能かどうかというのが私は懸念するわけでございますけれども、自分も経験もありますけれども、課税と納税では、かなり同じ課にあっても客観的な目的が違いますので、ただ、課税の面を一緒にするというのがいいのか悪いのかということ疑問を感じるわけでございます。

それと、やっぱり現年度を主につぶしていけないと、滞納の中に残ってくるということでございますので、例えば、住宅料にしましても、水道料にしましても、それを即対策室に持っていく

というのでは、非常にどういいますか、責任の転嫁がみやすいわけでごさいますて、現年度を放かっておいて、極端に言えば、現年度は放かっておいて持っていけばいいではないかというようなことが懸念されるわけでごさいます。

それでごさいますので、この対策室をつくるのであれば、私が提案ですけれども、むしろ、納税の中につくって、そうして、主たる税務の消し込みをやりながら、今の税外収入をやるという方がベターじゃないかというふうな気がしますものですから、わかりやすいわけでごさいますけれども、やっぱり表札をかえればいいというようなことで、べたべたつくることがいいか悪いかという問題は、担当課におきまして、疑問があるんじゃないかと思うのでごさいますけれども、その点ひとつどのように考えておられるのか、もう1回説明を聞かせていただきたいと思ひます。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） ただいまの再質問でごさいますけれども、課税班の中に納税の業務という位置づけでごさいますけれども、現在の課税班の職員が課税の業務をしながら収納の消し込みをするということではなくて、やはりそこには、人員の増員といひますけれども、やはり、課税するだけじゃなくて、納税のための、やはり責任者ということの位置づけも当然必要になってこようと思ひておりますから、そういった人員配置で解決できるものじゃないかという結論でごさいます。

現年の取り扱いで責任の転嫁となるということでごさいますけれども、やはり、人間ずるくやっぺいこうと思ひば、議員御指摘のようになってくるのはわかり切ったことでごさいますけれども、やはり、そこには当然ハードルを設けるべきであると思ひます。何もかも現年が入らなかつたから徴収対策室へ回すということになれば、徴収対策室の業務も当然増えてまいりますので対応できなくなるということも想定されまふし、やはり、原課で行政処分をかけるということもあひますから、そこにおいては、やはり、それぞれ原課での努力というものは、必ずやあるというふうにごさいます。

納税の中にと、納税班の中に徴収対策室を機能させたらということだと思ひんですけど、20年度当初については、徴収対策室の事務所の配置について、現在の税務課の隣接という形で考えておりますので、見た限りでは、やはり納税班が、そのまま徴収対策室というような形に見えるんじゃないかなという思ひもいたひますが、税務課の中で、あるいは税務課の隣に位置することで、そのあたりの有機的な連携というものは十分図っていけるんじゃないかという考えでごさいます。

こういった一連の徴収対策については、これまでも決算の審査、あるいはまた決算認定の際にも徴収対策について一元化できないかというような御意見等もいただひておりますので、そういったことも踏まえて、行革本部、あるいは班長会議でもそうなんですけれども、協議をしてきた結果

ということもつけ加えさせていただきます。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） この議案第13号につきましては、所轄の委員会の方で審議されると思いますので、委員長よろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第13号で、今藤村議員からの質問と同じような中身になると思いますが、ちょっとわかりにくいんですね。課制条例を見ますと、4の税務課に、税務一般に関すること、財産等の公簿に関することという2つがあるんですね。それは、今度は室をつくって、その8をつくって、今言った中の町税及び国民保険税の滞納整理並びに滞納処分に関することと税外収入金の滞納処理に関することと、新しい言葉が出てきて、課制条例ができるんですね。こちらから抜いてきたという感じじゃなくて新しい言葉をつくっておるんですね。

それで、税務課の事務分掌表を見てみました、今11名で編成をしておられまして、納税班が3名、課長、課長補佐と納税班が3名と課税班が7名ですか、これがどう具合になっていくのかって、だから、税務課と徴収対策室との関係がちょっと知りたいのです、どういう関係になっていくのか。そして、今の藤村議員の答弁では、隣に席を置くから余りはっきり見えないのじゃないかという、私はこういうものを変えるときは、具体的にやっていくのが一番いいと思うんですよ、どこに座って、何人どこに、どういう向きで座るかとか、今ごろはそろばん持っていきはしませんが、コンピューターはおらんのかとか、そういったイメージを、どういうイメージを持っておられるか、ちょっと説明していただきたいのですが。この条例上も余りすっきりしないのですがね。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） 今の御質問でございますが、課制条例における税務課の業務名、それと、今回の徴収対策室のアとイとあります業務名、これについては、税務課の税務一般に関することというのが余りにも幅が広いといいますが、漠然とした定義でございますから、それはそれとして、徴収対策室につきましては、より具体的に、そのあたりの業務内容を特定をしたいというところで、町税と国民健康保険税、地方税法に基づく滞納処分ができるもの、これをまず1番でございます。そして、現在徴収連絡会議を開きながら、それぞれ税と使用料の滞納者の意見交換なり情報交換なりしておる、そういった体制を一元化するという上において、税外収入金についてもこの徴収対策室で滞納整理を行っていくというところでの位置づけでございますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

それから、具体的に事務所の配置等がどうなるかということで、イメージ的に、現在考えてお

ることを申し上げたいと思いますが、基本的には、当然、この対策室が機能していけば、独立した機構という形にもなつてこようかと思ひます。しかしながら、10月から始めました併任徴収制度の県の職員の派遣ということもございませぬので、現時点においては、そういったいろいろなノウハウが、まだまだ町の職員が研修を受けながら、また自分のものにしていかなければいけない過渡期であろうということに位置づけまして、今後の人事の形になつてこようかと思ひますが、室長を置いて、室長補佐を置いて、室員、一般職員でございませぬが、その上に徴収嘱託員が現在2名おります、この2名を徴収対策室で一応は雇用したいと思ひておりますけど、当然、町税の現年分等もございませぬから、その辺の境目を完全に分けてしまうというのではなくて、やはり、有機的に機能するよふな体制をそういう委嘱した臨時職員等も上手に機能させる組織にしていきたいというふうには現時点では思ひておりますが、当然、室長等については、税務課長の兼任というよふな考え方も当面はあろうかなというふうには思ひております。

議長（田中 稔君） よろしいですか、平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 命令系統は若干わかりました。これがちょっとさっぱり読めませんでしたから、兼任という言葉が、私は、それはそれなりの形で、どっちが処理するかということになると思ひますからね、それでいいんですが。そうすると、徴収対策室では、今言った2点をやって、納税班は現年分をやるとか、ここの境はないと思ひますよ、組織上それはどうされる予定なんですか。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） 当面の機構組織を置く段階でやはり考え方としては、滞納整理、滞納処分はこっち、現年はこっちということになりますけど、現実、実践においては、そういったことをはっきり分けて物事が進められないというふうには思ひております。ですから、そういう意味では、徴収対策室の室長、あるいは税務課長が同一人物で2つの課を持つということは、そこがうまいこと最初は機能していくんじゃないかなというふうには思ひておりますので、そういう体制でスタートすることになる可能性をというふうには思ひます。

議長（田中 稔君） そのほかには、ほかに質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めませぬ。

次に、議案第18号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、及び議案第19号訴えの提起についての件について質疑を行います。質疑はありませぬか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第19号についてです。提案理由の説明を聞いておりましたら、この訴状は先方には届きませぬ。そうすると、裁判所がいろいろな方法で結審をして決定

を出すと、こういう具合になるでしょうから、そういったものだと思いますが、訴訟全体に対する経費をどの程度見ておられるのかというのが一つと、もう一つ、この請求の趣旨の3、訴訟費用は被告人の負担とすると、こうなっていますが、訴状が届かない相手に、どんな判決を受けてもこれはだめだと思うんですね、ということは、だめだというものがわかって議決をするというのは、なんとなく重い気持ちを感じるわけですが、この点についてはどうですか。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 訴訟費用につきましては、現在わかっておりますのが、公示送達料が5万円、それと、明け渡し請求手数料が10万円、強制執行の手数料が5万円、この20万円については確定をいたしておりますが、その他の出来高払いといいますが、実績に基づきます経費がかかってきております、この経費につきましては、当初予算でさせていただいておりますので、大体当初予算どおりの経費ではなかるかと思っています。

それと、請求の趣旨につきましては、顧問弁護士と相談をいたしまして、前回同様の対応のものを上げております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

日程第26．委員会付託

議長（田中 稔君） ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月14日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第26、委員会付託を追加いたします。

日程第26、お諮りいたします。議案第6号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第19号訴えの提起についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第19号までの件

については、各常任委員会に付託することに決しました。

・

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月20日午前10時から開会いたします。

午後3時31分散会

平成19年 第7回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成19年12月20日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成19年12月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第20号 工事請負契約の締結について(変更)
平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区
日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
日程第3 議案第20号 工事請負契約の締結について(変更)
平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区
日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亞君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君		

午前10時00分開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、河内山宏充議員、吉國茂議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．委員長報告

議長（田中 稔君） 日程第2、議案第6号平成19年度平生町一般会計補正予算から、議案第19号訴えの提起についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月13日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） では、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年12月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第6号中、歳入全般並びに歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下所管事項と言わせていただきます。議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第18号につきまして、12月17日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て、慎重に審議いたしました。その結果と、主だった審議経過

を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第6号中所管事項、議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第18号については、すべて全会一致で承認することといたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第6号中、歳入全般について、電力移出県等交付金は、今後も継続するかとの質問に対し、県内の発電と消費の差により、今年度から新たに交付されるもので、用途については一定の制限があるものの、今年度については、小学校の遊具に充当することとしている。今後少なくとも2カ年は継続することとなり、来年度の充当先については、議会にも相談させていただきたいとの説明を受けました。

また、保育料の減額の理由は何かとの質問に対し、入所児童は増加しているものの、保育料の低い階層の世帯が増えたためであるとの説明を受けました。

歳出については、保育所運営費の法人保育園業務委託料は、保育所によって委託料が違うのかとの質問に対し、定数による基本的な単価は同じであるが、保育士の経験年数による加算により、若干の差が出るとの説明を受けました。

選挙費について、投票時間と期日前投票のあり方について、どのように考えているかとの質問に対し、投票率との兼ね合いにも疑問があることから、県に対し、見直しの要望は上げているとの説明を受けました。

議案第7号については、備品購入費の内訳について質問があり、来年度から始まる特定健診、特定保健指導に用いるパソコン2台、プリンター、周辺機器の購入をするものであるとの説明を受けました。

また、保険税過誤納還付金の内容はこの質問に対し、年度途中に加入保険が変更となったものの変更先保険者から通知が遅れたことにより措置が必要となったもので、資格喪失時にさかのぼって還付するものであるとの説明を受けました。

議案第11号については、質疑はありませんでした。

議案第12号については、介護予防サービス等諸費の今後の動向はどうかとの質問に対し、介護予防を目的とし、平成18年度の制度改正で創設されたもので、今後効果を上げていきたいとの説明を受けました。

議案第13号については、室の配置は業務が特殊であることを考慮し、窓口から切り離し、別室で執務させてはどうかとの質問に対し、他の来庁者にも配慮するため、今後別室での執務も選択肢の一つとして考えているが、併任徴収制度、現年分、滞納分の関係などから、税務課に隣接することが望ましいとの考え方もあり、当面そういった形で進めていきたいとの説明を受けまし

た。

また、税外収入金の現年分と滞納分の調整はどのようにするのかとの質問に対し、税外収入金を扱う担当課で安易に考えることがあってはならないことであるが、実効性のある方法を今後協議していきたいとの説明を受けました。

また、集中改革プランや機構改革案など、全体的な目標を明らかにされ、議会への説明を十分行われるとともに、議論の根幹ともいえる町の将来像を早期に表明することを条件とした上で、徴収対策室の設置を含む行革の諸施策を進めるようにとの賛成討論がありました。

議案第14号及び議案第15号については、質疑はありませんでした。

議案第18号については、共同処理する事務の個別の内容について、補足説明がありました。

以上が、総務厚生常任委員会の付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（細田留美子さん） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年12月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第6号中、歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下所管事項と言わせていただきます。議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第16号、議案第17号及び議案第19号につきまして、12月18日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。

その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第6号中、所管事項、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第16号、議案第17号及び議案第19号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第6号中、所管事項について、住宅管理費の修繕料はどこに対するものかとの質問に対し、磯崎団地1戸分と、田名第2団地及び中村団地の軒下コンクリートの補修であるとの説明を受けました。

次に、小学校費の佐賀小のり面改修は具体的にどのあたりかとの質問に対し、グラウンド西側のり面改修であるとの説明を受けました。

また、購入予定である佐賀小のサッカーゴールの転倒防止対策はどのように考えているかとの質問に対し、くい固定することとなるが、安全面には十分留意したいとの説明を受けました。

議案第8号及び議案第9号については質疑はありませんでした。

議案第10号については、工事箇所はどこであるかとの質問に対し、東魚見、名切、伊保木であるとの回答がありました。

また、事業は本年度で終了かとの質問に対し、幹線の管渠布設については、今年度で終了し、次年度以降は補てん的に公共ますを設置する程度になるとの説明を受けました。

議案第16号については、質疑はありませんでした。

議案第17号については、この改定でどの程度の収入増が見込めるかとの質問に対し、今回の改定は、料金体系の変更であるため、収入増は見込めないものの、従来どおりの使用量であると仮定すれば、若干の増収になるとの説明を受けました。

また、別表に記載されている口径はすべて使用されているのかとの質問に対し、料金表を水道企業団と統一している関係で表記されているもので、実際には使用していないものがあるとの説明を受けました。

議案第19号については、今後訴訟の費用が必要がないように、入居時の条件づけができないかとの質問に対し、今回は入居者が住宅内に家財を残したまま不在となったことから、訴訟により処分することとしたもので、今後費用のかからない方法があれば、検討したいとの説明を受けました。また、訴訟後の私有財産はどのように管理するのかとの質問に対し、火災による特定入居のため、保証人もなく、また年数も経過していることから、執行官の判断を経て焼却処分を行いたいとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。まず、議案第6号平成19年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第6号の件に対する委員長の報告は

承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第6号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第12号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第7号から議案第12号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第7号から議案第12号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平生町課制条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第13号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第17号平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第14号から議案第17号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第14号から議案第17号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、及び議案第19号訴えの提起についての件を一括起立により採決いたします。議案第18号及び議案第19号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第18号及び議案第19号の件は、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第3 . 議案第20号

議長（田中 稔君） 日程第3、議案第20号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結について（変更）の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。去る12月13日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは予算7件、条例5件、事件2件につきまして、御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年も既に残りわずかとなっておりますので、新年を迎えるに当たり、残事業の推進と行政の効率化を図りつつ、住民生活の向上に鋭意取り組む決意を新たにしておりますので、議員の皆様方におかれましても、どうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、事件1件でございます。議案第20号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

本議案は、平成19年6月25日に御議決をいただき、翌26日に締結をいたしました平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約における工事の変更に伴うものであります。

本工事につきましては、平成19年10月29日開催の臨時議会で推進工法の変更の承認をいただき、施行いたしました。地下地盤の想定以上の悪さで、施工困難となり、今会期冒頭で完成期日の変更をお願いし、御議決をいただいたものであります。

今後の施工方法につきましては、県都市計画課やこの推進機の協会、またこの地区の詳細設計を行ったコンサルタントと協議した結果、水路下の地盤を改良し、さらにさや管の発進角度を変えることで、再施工が可能であるとの判断に至りました。そのため、地盤改良の追加施工費用及び鋼製さや管の再施工に係る費用が必要となりますので、請負金額が増額となり、契約金額を変更するものであります。

工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

以上で、議案第20号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号平成19年度公共下水道管渠布設工事第1工区の工事請負契約の締結について（変更）の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第20号の件は、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第4 ． 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（田中 稔君） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（田中 稔君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて平成19年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分閉会